

平成 30 年度 修士論文

浜松市の自治会における規範維持と合意形成

指導教員：下澤嶽

学生氏名鈴木颯太 学籍番号 1731003

静岡文化芸術大学文化政策研究科

<平成 30 年度修士論文（静岡文化芸術大学大学院文化政策研究科）>

浜松市の自治会における規範維持と合意形成

Preservation of Social Norms and Consensus Building about Neighborhood Organizations in Hamamatsu city

鈴木颯太 Sota SUZUKI

(論文指導：静岡文化芸術大学教授 下澤嶽)

目 次

要旨	1
序章	2
第 1 章 自治会とは何か	4
第 2 章 浜松市と自治会	14
第 3 章 政令指定都市の自治会—浜松市内の小宮自治会を事例に	18
第 4 章 規範維持の実態—小宮自治会の人事と年間行事の関係	23
第 5 章 合意形成の実態—住民の意識はどのように汲み取られるか	32
第 6 章 考察	37
終章	42
グラフ	44
図	48
表	51
引用・参考文献	55
資料 1	57
資料 2	71
資料 3	74

論文要旨

昨今、地域自治の重要性が多く語られる中で、自治会がその主体として注目されている。自治会はその名の通り、古くから地域の自治を担ってきたわけで、それらにおける自治の現状の在り方を把握することなしに、地域自治を考えることはできない。本稿では、浜松市内にある小宮自治会（仮名）におけるフィールドワークを主な材料に、個別の自治会でいかに規範維持や合意形成がなされているかを記述する。そののち、デュルケームによる社会的連帯の概念をもちいることで、それらの性質を分析する。以上をもって、本稿は個別の自治会において複雑な構造が存在していることを指し示すと同時に、自治会が一括りに語られることに警鐘を鳴らす。

キーワード：自治会 規範維持 合意形成 機械的連帯 有機的連帯

Abstract

Recently, a lot of intellectual indicate that importance of decentralization in Japan. For example, neighborhood organizations are counted as one of these subjects. Local resident has taken self-government in their community. That is why, you cannot consider decentralization, without grasp of them. This thesis reveal how they preserve social norms and build consensus with fieldwork about Komiya-neighborhood-organization (not its real name). In addition, it shows that you can analyze those function with social solidarity by È.Durkheim. This thesis proves that individual neighborhood organization which has some complex structures, and warns that you disregard diversity of communities.

Key words : neighborhood organizations, Preservation of social norms, Consensus building, mechanical solidarity, organic solidarity

序章 問題の所在

0-1 現代における自治会の位置づけ

全国には自治会（あるいは町内会、部落会など）と呼ばれる、地域住民からなる組織が数多存在している。NPOをはじめとする市民による他の組織が多く存在する昨今、この自治会とは一体どのような組織なのだろうか。

ここで自治会という単語を分割してみる。「自治」と「会」である。「会」が複数人の市民による組織を表すのであるとすると、「自治【autonomy】」とは「その構成員同士で構成員同士を律し治める」という意味で捉えて差し支えないだろう。

ここで一つ疑問が生じる。それは「外部からの権力によって統治されるような場合を除き、複数人の構成員から成立する組織であれば、仮に自治会ではない組織であったとしても、このような「自治」という営みは行われるものではないか」というものである。サークルであれ、NPOであれ、自分たちで自分たちを律し治めるという側面がある限り、それは「会」による「自治」であることに変わりはない。

つまり「自治会」という単語は、それが現代社会において広く市民による組織を指すのであれば、同語反復に他ならないのである。なぜなら「自治」的側面を伴わない市民組織はそもそも組織の体をなさないはずだからである。

このような同語反復は、その組織が他の組織によって制御されうるという解釈に如実に反発する。外部からの他律的な関与を否定した結果なのである。

さて、このような自治会を主体の一つに数え、NPOや社会福祉協議会などといった団体との連携を強めあらたな自治の在り方「地域自治」を模索する有識者による主張が00年代後半からでき始めている（中川 2011）。2011年の東日本大震災以降はさらに流れが顕著になってきた。なるほど、地域自治を考える上で、「自治」の「会」である自治会に民主的で透明性のある合意形成・意思決定を期待するのも無理はない。

しかしながら自治会に対するこのような有識者の政策的な淡い期待は、戦後以降長らく続く自治会「近代化論」の範疇をでない。これらの期待を安易に自治会に押し付けその出来、不出来をもってして自治会を断罪することは、「民主的な自治の強要」という語義矛盾にも陥りかねないだけでなく、長年維持されてきた自治会という組織自体の破綻を引き起こしかねないのではないだろうか。

本稿では、このような自治会に対するイデオロギー的な視座からは極力距離を置く。そして浜松市に存在する小宮自治会（仮名）を事例に、自治会における現状の自治の在り方、すなわちその「合意形成」と「規範維持」の在り方を検討することで、「自治会」が何をもって「自治」としその継承を可能にしているのかを明らかにすることを目的とする。

0-2 研究の方法

上述したように本稿では浜松市に存在する自治会、単一事例に基づき、研究を進める。静岡県西部に位置する浜松市の自治会加入率は全国の政令指定都市の中においても、2018年現在、最高の位置を占めている（新潟市 2018/12/3 閲覧）。

そのような特徴を持つ浜松市において、市内の自治会を統合する機関である、浜松市自治会連盟に依頼し紹介していただいた小宮自治会（仮名）の自治会長、およびその他自治会役員へのインタビューに加え、小宮自治会における催事への参与観察、さらには小宮自治会の総会資料及び会則をもとに、自治会における規範維持と合意形成がどのようになされているかを明らかにする。

0-3 本稿の構成

本稿ではまず第 1 章において戦後以降なされてきた先行研究を整理し、本研究の位置づけを明確にする。

第 2 章においては全国的にも加入率の高い浜松市の自治会の形成プロセスを把握したのち、現在の市内の自治会の特徴を定量的に把握する。

第 3 章では小宮自治会の概観を俯瞰し、第 4 章・第 5 章で規範維持と合意形成の過程に焦点を絞り、専らインタビューや参与観察、その他郷土資料等の定性的データを参考にそれぞれの特徴を記述する。

そして第 6 章で小宮自治会が多機能的な特徴を持つことを確認したのち、主にデュルケムによる社会的連帯の概念を批判的に継承しながら、規範維持と合意形成の関係性を説明する。

第1章 自治会とは何か

日本における自治会を対象とした研究は、都市社会学や農村社会学の分野を下地に多くの蓄積が存在している。しかしながら、自治会の定義は多くの論者の中で共有されるようなものは存在せず、次節にみる自治会の本質論をめぐる論争も相まって、乱立されてきたといっても過言ではない。

本章では、まず自治会の定義を確定する(1-1)。多くの論者によって盛んに議論されてきた自治会の本質論を紹介する(1-2)。そして自治会の機能分類の検討をたどり(1-3)、次章以降の前提を提供する(1-4)。

1-1 自治会の定義と呼称

自治会の定義は次節でみるとおり、本質論に関わりながら様々な論者によって提唱されてきた。以下の論考を展開するにあたり、注意したいのは以下で定義する自治会とそれと類似する地縁を基盤とした組織を明確に峻別することにある。

本稿では玉野和志による「一定の空間的範囲に含まれる世帯がすべて加入する事が原則とされているような地域住民組織」(玉野 1993、pp. 15)という定義を採用したい。これにより、青年会や婦人会といった自治会に類似した地域住民組織と明確に区別することができる。

同時に、この定義を採用することで玉野も言及している通り、「五保の制」や「五人組制度」、「惣」、「惣村」、「惣町」など他の地域住民組織との区別を可能にする(玉野 1993、pp. 15)⁽¹⁾。

以上の定義を満たすような地域住民組織は実際には「町内会」、「部落会」、など他の呼称がなされる場合が多くあるが、本稿では以上の定義に当てはまる地域住民組織の名称の歴史の変遷について言及する場合を除き、以下引用も含め「自治会」で統一することとする。

なお「自治会」という呼称を採用するにあたり誤読防止のため、行政組織を指す「自治体」を「市」、「町」、「村」と呼称することとする。

1-2 自治会の本質論

1-2-1 自然村と行政村

本格的な自治会に関する考察やそれ自体の起源論は主に戦後以降の研究によってなされているが、それらを今一度整理する上でまず日本の農村に自然に成立したとする「自然村」、および「行政村」という概念を説明する必要がある。

「自然村」・「行政村」という概念を提唱したのは農村社会学者かつ都市社会学者でも

ある鈴木榮太郎である。鈴木はまず農村における小字や組といった範囲を「第一社会地区」、次にそれらの連合からなり部落と呼称される範囲を「第二社会地区」、そして行政上決定された町村を「第三社会地区」と三段階の範囲に分析した（鈴木 1940、pp. 78）。

さらに鈴木はこのうち「第二社会地区」を「自然村」と呼称し、「第三社会地区」を行政区分にしながら決定されたことを理由に「行政村」と呼称することでそれぞれを厳密に峻別した（鈴木 1940、pp78）。

以上を踏まえた上で、1957年の時点で鈴木は「地区集団」という用語を用いて今日における戦時下における「町内会」と呼ばれているものに相当するものを挙げている（鈴木 1957、pp142）。鈴木はこれを「地区集団は一定の地域内に居住する者は悉く加入する事を建前としているもので、実質的には強制加入の団体である（鈴木 1957、pp. 222）」とのべ、さらにこれを「戦時における町内会及び隣組の制度にその典型を示しているものであり、行政近隣という（鈴木 1957、pp. 222）」と、戦時下の下部組織としての位置づけを強調している。

それゆえ、戦時体制下において構築されたこれら自治会を「行政町内」と呼び、これは前述した「自然村」と「行政村」の対応関係を踏まえつつ、それが恣意的な区分であることを鈴木は示す。（つまり、鈴木は自治会を「自然村」と同一視していない）同時に、このような市民組織が「日本の民主化を、最も末端的な箇所において、又最も日常的な関係において阻礙しているものといえよう（鈴木 1957、pp. 231）」ともしており、戦後における自治会を民主化の観点から批判している。

まとめると鈴木は地域における構成過程を踏まえることで、「自然村」と「行政村」を峻別した。そして自身が提唱した「自然村」の概念を戦時下における「町内会」と同一視することはなく、むしろ民主化を阻害する集団として位置づけこれを批判的に捉えたのである。

鈴木によるこのような概念の提唱や戦時下および戦後における自治会の位置づけはその後の自治会研究において大きく二つの流れを生み出すことになる。「近代化論」と「文化型論」である。次節ではこれらの流れを概括していくこととする

1-2-2 近代化論

自治会研究における「近代化論」とは、文字通り自治会が近代化にとって、好ましい存在か否かをめぐる流れのことを指す。したがって、社会学者の鳥越皓之の指摘するように、その主張がプラス/マイナスの両評価を含むものであることが重要な点である（鳥越 1994、pp. 18）。これらの一つに前節にみた鈴木による「町内会」が「民主化を」「阻礙している」という主張が、近代化に対してマイナスの評価を下す主張として代表的なものとして挙げられる。

鈴木がこのように主張した背景には自治会が翼賛体制に取り込まれ、行政の末端組

織として扱われた歴史が存在するためである。1940年、第二次世界大戦下において、そのころまでに「町内会」、「部落会」と呼ばれていた住民組織は、法的に翼賛体制における下部組織として位置づけられることとなる。以下はこれを制度化した内務省訓令第17号の冒頭である。

第一 目的

- 一 隣保団結ノ精神ニ基キ市町村内住民ヲ組織結合シ万民翼賛ノ本旨ニ 則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト
- 二 国民ノ道徳的錬成ト精神的団結ヲ図ルノ基礎組織タラシムルコト
- 三 国策ヲ汎クク国民ニ透徹セシメ国政万般ノ円滑ナル運用ニ資セシムルコト
- 四 国民経済生活ノ地域的統制単位トシテ統制経済ノ運用ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト (内務省訓令第17号)

もっとも、このような訓令が発令される以前、1937年の時点で東京市において「町内会」や「部落会」の下位組織である「隣組」という名称が考案され、形式上同様の布告がなされている。哲学者の鶴見俊輔によればこれは江戸時代の五人組の制度や二宮尊徳の教えから住民同士の自発的な相互扶助の関係性から示唆を得て制度化されたものだとされる(鶴見 2001, pp. 204)。

とはいえ戦時下体制においては、布告がなされた時点でのこれら相互扶助の意図は骨抜きにされ、全国規模において上意下達の制度に組み替えられ、戦時下体制を下支えしていったということは言うまでもない。鈴木は戦後における自治会の再編成を目の前にして「市民組織の再編成の可否論は関与するところではないが」と前置きしつつも、「自治会が上意下達の働きを大いに営んだ事は余りにも明白であるが、下意を上通して中央の政策に影響した例は一回もなかった」とし、「中央において統一される町内会の組織は、専制的国家にこの上もなく都合のよい制度であり、「それは今日の民主的国家的成長を助長する制度では決してない」と否定的に捉えている(鈴木 1957, pp. 223)。

一方で1960年代に入るとこのような自治会を、近代化を推し進める上で重要な役割を担うものであるとする主張もなされるようになってくる。社会学者の奥田道大による自治会の「圧力団体化」の主張はその代表である。例えば奥田は「自治会の連合化組織化」が「1955年を境に顕著化している」ことを挙げ、「このうごき」を「戦後的運動形態である圧力団体化へのルートにそのまま通じている」と主張し(奥田 1964, pp. 13)、さらには「町内会の連合組織化が圧力の主体をより上位レベルに求める関係から、執行部官僚機構の癒着化にもとづき、地方政治を実質的に空洞化し、また空洞化しないまでも、”第三の議会”なり”第三の政府”的色彩をつよめ、地方レベルの議会活動を実質的に牽引、体制系列化へのルートを Promote する」(奥田 1964, pp. 14) と、草の根的

な楽観的観測を述べる。

以上で紹介した自治会が近代化を阻むものとする主張とむしろ近代化を推し進めるという主張は、いずれも戦時下における翼賛体制を皮切りとした過去のバックラッシュの繰り返しであるととらえることは容易ではある。

1-2-3 文化型論

自治会の本質論をめぐる流れの中には近代化論と並び文化型論というとらえ方も存在する。これは社会学一般に社会的紐帯がゲマインシャフト的なものからゲゼルシャフト的なものへ移行するとされる通説が存在するにもかかわらず、都市化や近代化が進む中においても自治会が解体されることなく残存している理由を探索する中で発生した議論である。代表的な例として、都市社会学者の近江哲男の「文化の型」の提唱が挙げられる（近江 1984）。これは近江が『都市と地域社会』において前述した問題提起に対し、「わが国民のもつ基本的な集団の型の一つであり、人々が集団を結成し維持して行く際の原理をこの『原型』に求め」たものである（近江 1984、pp. 117）。

さらに近江は「人は水の低きにつくが如く自然に、無意識的に集団を結成し、維持して行く際の原理をこの『原型』に求める」と、これが日本人の無意識によって規定されるとする（近江 1984、pp. 118）。このような近江の「文化型論」はその後、都市社会学者の中村八朗による東京都日野町および三鷹市の町内会研究によってさらに実証的に展開されることとなる（中村 1990）。

このように「文化型論」として展開される議論は近江による仮説と中村による実証に基づくものが代表的である。しかしながら、2018 年現在全国的な自治会の加入率の低下からみて、これらの主張の正当性は薄弱なものになりつつあるのは事実である。

一方で一般に都市社会学や農村社会学の研究においてあまり言及されないものの、「文化型論」と同様の観点で自治会を研究する動きもまた存在する。それは前節にみた鈴木による「自然村」と「行政村」の区分から端を発するものである。

すでに見た通り、鈴木は自治会を「自然村」として扱うことはせず、むしろ「行政」によって区分され上意下達の機関としてとらえていた。ところが、鈴木「自然村」の原理を継承しつつ、「自然村」こそが日本のファシズムを推し進めたとし、これを政治思想や法学の観点で展開した研究が存在する。政治学者の神島二郎である。一般に神島による研究は民俗学者の柳田國男と政治学者の丸山眞男の思想を架橋するものとして知られるが、ここでは鈴木による「自然村」の概念を政治思想に持ち込んだ点に着目する。

神島による「自然村」の定義は「今日の町村〔行政村〕とは異なり、『部落』と呼ばれるものに相当」という点で前節にみた鈴木「自然村」の定義（第二社会形態）と酷似する（神島 1967、pp. 24）。それを踏まえたうえで、さらに神島は神道主義、長老主義、家族主

義、身分主義、自給自足主義を「自然村の秩序」の「5つの原理」として紹介する（神島 1967、pp. 24 - 28）。これはいわば近江の言及するところの「文化の型」の本質と他ならない。したがって、神島のこの研究は鈴木による「自然村」に端を発する「文化型論」の一つであるといえることができる。

このような「自然村」の原理を町内会に結び付ける研究は神島のものだけではない。法学者の中川剛による言説は神島のそれを継承した者である。中川は「都市の自治会は自然村の原理が市街地にもちこまれてできたものである」とし、同時に「市町村と日本の自治の基礎単位はずれている」と言い切る（中川剛 1980、pp. 96）。

鈴木 自然村≠行政村
自治会＝行政村(行政町)
中川 自然村≠行政村(市町村)
町内会＝自然村

ここにおいて、鈴木が想定していた自然村の解釈と、中川の想定した自然村の解釈にずれが生じていることがわかる。鈴木は自治会を行政町として戦時下における行政の恣意性を強調する一方、中川は自治会を自然村の延長線上に見据えている。

その上で、中川は神島の挙げた「自然村の秩序」が「都市、農村を問わず弱まる一方である」ことを指摘しつつも、同範囲において「伝統的秩序原理を語るができる」とし、「町内会・部落会・隣組の制度化も『旧慣』をできるだけ尊重し行われ」、「戦後、制度として廃止されても、ひとたび旧慣や制度化きっかけに生じたこのようなコミュニティは、制度が外のものとして依然として存続しえたのである」としており（中川剛 1980、pp. 103-105）、これは神島の議論を経由した中川による近江の文化型論の仮説（近江 1984）に対する回答となっている。

1-2-4 地方自治体論とアソシエーション論

前節でみてきた文化型論、その中でも近江や中村のような議論は、批判される形で新たな解釈の仕方を引き出している。社会学者の安田三郎による自治会を地方自治体とみなすべきという指摘がそれである。近江が提唱し、中村が継承した自治会の「文化型」すなわち、自治会の「特殊な集団性格」が、存在する理由は地方自治体であるとみなすことで解決するというのである（安田 1977）。

安田は、自治会への強制加入の性質は地方自治体による強制的な加入の仕組みと同一であり、自治会の多機能的側面も地方自治体の多機能性と一致し、さらには自治会を地方自治体とみなせばより上級の地方自治体と密接に協力し補完しあうのは自然であるとする（安田 1977、pp. 176）。

加えて、安田はこうした自治会の性質が 1872 年の戸長制、1878 年の郡区町村制、1888 年の市町村制、1953 年の町村合併促進法などの行政による「地方制度の整備が住民側の十分な対応の準備なしに」行われたものであったため、このような「二重構造を生み、近代的な地方制度と旧慣行の自治会とは、衝突と癒着の複雑な関係を形成し」たのだと結論付けた（安田 1977、pp. 178）。

さて、この 12 年後、岩崎信彦によるあらたな自治会の解釈が提供されることになる。それは自治会をコミュニティとみなさずに「住縁アソシエーション」として定義する視点である（岩崎 1989、pp. 10）。岩崎は R. マッキーバーのコミュニティ、並びにアソシエーションの定義を援用することでこの視点を展開した。

岩崎によれば、マッキーバーが国(nation)をコミュニティ、国家(state)をアソシエーションと対応させ、国家を国の組織として説明する（マッキーバー1917=1975、pp. 134-135）のと同様に、町内をコミュニティ、町内会をアソシエーションとして解釈できるというのである（岩崎 1989、pp. 10）。このような解釈は先にみた安田による自治会を地方自治体とみなす観点と極めて親和性が高い。

岩崎の引用するマッキーバーによれば「国家とその下位区画はアソシエーション、つまり社会の組織化された〈諸形態である〉」（マッキーバー1917=1975、〈〉内は筆者による挿入）とあり、安田のように自治会を地方自治体として捉えるのであれば、まさしく自治会は「アソシエーション」ということになり、岩崎の定義と矛盾しない。

1-3 自治会の機能論

次に自治会における合意形成を考えるうえでどのような機能分類が適しているのかを考えたい。自治会は主に単一機能の組織体であるという指摘や、複数機能を包括した組織体であるという指摘が今日でもなされている。

仮に自治会における機能は複数存在すると考えられるとして、果たして、それらはどのように分類するのが適当であろうか。本稿では自治会における住民同士の合意形成を考えることを目的とするため本節では先行研究より与えられた自治会の機能の分類を整理し、本稿の研究課題を考えるにあたり最も適当な機能分類を考えたい。

1-3-1 近江哲男による機能論

近江は自治会の果たす機能を藩政期の刈谷を事例に①公共行政と地域住民とを媒介する機能、②町内自治-地域の諸行事・諸事業を営む機能、③氏神祭祀の機能の3つに分類する（近江 1984、pp. 127）。

以上の自治会の機能は、複数あげられる自治会の機能、すなわち「親睦、相互扶助、慶弔、祭祀、祭礼、防犯、防火、衛生、地域環境の維持・改善、消費生活の維持・改善、社会教育、レクリエーション、児童・老人福祉、公共行政への協力ならびに要求等々」

を「大まかに概括」したものであり（近江 1984、pp. 126–127）、同時にそれぞれの機能の重複を前提に考えられている。

いずれも町内自治の方向性を考える上で重要な切り口であることは間違いなく、近江自身住民同士の議論を度外視していたわけではない。しかしながら、このような機能分類だけでは住民同士の合意形成そのものを他の機能と相対的に考える上で十分なものとは言えない。

1-3-2 菊池美代志による機能論

続いて菊池美代志による自治会の機能分類を紹介する。菊池は 1973 年の時点で内閣総理大臣官房室の調査結果を手掛かりに自治会の機能を①親睦機能②共同防衛機能③環境整備機能④行政補完機能⑤圧力団体機能⑥町内の統合・調整機能の 5 つに分類した（菊池 1973、pp. 134–135）。

その後、菊池は 1990 年に以上であげられた機能を再度体系立てて整理し次のように分類した【図 1】（菊池 1990、pp. 223）。

菊池による以上の分類は地域統合機能という地域住民組織における自治会にしか担うことが困難な機能を抽出し、他の機能との相対化を図ったという点で評価されるものである。

その中でも、本稿の課題を考える上で重要なのが【図 1】の 1-(1)-③にあたる合意形成機能であるということはいままでの議論で言うまでもない。

加えて菊池のこの分類では以上の合意を有効なものとし、同時にその合意形成のプロセス自体がいかなるものであるべきかを規定する【図 1】 1-(2)-④の規範維持機能の抽出にも成功していることにも注目しなくてはならない。

菊池の分類による両機能はコインの裏表の関係にあり、まさに地域統合機能の根幹をなすものであることは言うまでもない。したがって、本稿では 1990 年の菊池による機能分類を採用することで、今日における自治会の合意形成と規範維持の両機能がどのような関係で存在し地域統合がなされているのかを明らかにすることとする。

このように合意形成と規範維持を独立したそれぞれ機能とした見方は、菊池の機能分類まで待たなくてはならなかった。菊池は合意形成機能と規範維持機能についてどのように考えていたのだろうか。

まず合意形成機能について菊池は以下のように述べる。

（自治会には、）地域的イシューをめぐる処理外の対立を調整し、合意を形成する。同質的地域においては利害の共通性は大きく、異質的地域にあっては利害の相違性が大きく、合意形成が困難である（菊池 1990、pp. 227）

そして、この機能の停滞を以下のように説明する

自治会が利害調整を断念すると、地域的合意の判定を行政のような外部機関に委ねる結果、住民自治の権利を放棄することになる（菊池 1990、pp. 227）

以上から分かるように菊池は、合意形成機能の放棄を「住民自治の放棄」とし、さらに規範維持機能はそれを前提としたものであると語る。

しかしながら、菊池はこれらの機能がいかに運用されているかを説明してはいない。それではこれら機能の内実を詳らかに検討した報告はあるだろうか。

村落という呼称を前提としているが、鳥越によれば組織内の協議の方法は住民同士による「根まわし」と「全員一致制のシステム」によって成立しているとされる（鳥越 2008、pp. 112–114）。なるほど、確かに組織が鈴木榮太郎の言う「第二地区」程度の規模であればこのような合意形成の仕方も可能なのかもしれない⁽²⁾。しかしながら、一つの自治会への加入規模が大きくなり、数千世帯を抱えるようなケースになればこのような合意形成は困難を極めるであろう。

次に、規範維持機能について菊池は以下のように述べる。

地域のなかで合意が形成されると、それは地域規範として維持されねばならない。… [中略] …今日では加入義務や参加義務といっても自発的性格が強まり、そのサンクションにおいては強制的性格から説得的性格へと変化しつつある。規範維持に関しては、住民の自発的意志を尊重するようになった（菊池 1990、pp. 227）

ここで菊池は、あくまでも維持される規範は自治会の合意形成に基づいた規範であることを前提として話を展開しているが、本稿で見ていく規範はそれにとどまらない。なぜなら、規範は明確な合意形成によってのみ構築されるもののみならず、あらかじめ一部の構成員によって策定されたものや、外部から提供あるいは強要されたものであっても組織内で維持されるのであればそれは規範維持機能が発動していると解釈することも可能である⁽³⁾。

したがって、本稿では菊池の前提とする合意形成による規範だけでなく、合意形成に依らない規範もまた射程に含めて展開していく。

1-4 見解とまとめ

都市化の進んだ地域において自治会がいまだに多く組織され、かつ少なくとも加入者が多くいるという事実は、今後全国的な規模で地域自治の在り方を考えていく上では多くの好ましい展望が存在することは想像に難くない。

しかしながら、このような論点で注意しなければならない点が2点存在するという
ことを以下で紹介したい。

一つ目が、このような浜松市の事例、すなわち自治会の加入率の高い自治体の存在
が直ちに、住民主導による地域自治を意味するものでは決してないという事実であ
る。ましてや、自治会への加入率が高いことが民主的な合意形成の指標として考えら
れるのは避けなければならない。文字通り、自治会への「加入」とは「会員になる」
という意味以上のことを含意しない。ここにおいて、自治会への「加入」と「参加」
には大きな差異が存在する。「加入」に関しては自治会ごとに定義が存在しているだ
ろうことが考えられるが、「参加」に関しては定義を定めることは非常に困難であ
る。

したがって自治会への「参加」に関しては、本稿において厳密に定義するつもりは
ない。ただし、自治会への「参加」が何を意味するかを詳述しない代わりに、本章で
は浜松市に居住する者が自治会にいかに関わってきたかを、また次章においては参与
観察の報告ならびにインタビュー結果をもとに現在における自治会役員が自治会活動
にいか関わっているのかを描くことで、その言葉の意味を考える補助線を提供するこ
とはできるだろう。

そしてもう一つが、このような議論がすでに近代化論の枠組みからの視点である
ということである。本章において紹介した安田による指摘（安田 1977）は、前近代的な
組織を近代的な組織の萌芽として位置づけ、明治政府による上からの近代化との間に
軋轢が発生し、現代社会における二重構造が発生したとみなすこのような指摘はかな
りの説得力を持つものではある。

このような論点に即して自治会の在り方を考えれば、それが地方自治体としての性
格を持ち合わせているのも当然であり、多くの研究者が指摘するこのような自治会に
おける原則強制加入（あるいは自動加入）の実態は、以下に見ていく浜松市の自治会
においても例外ではない。

しかしながら、周知のとおり自治会への加入に法的な拘束力は存在しない。仮に、
安田の指摘する通り自治会が地方自治体の萌芽であったにせよまたそれらの自治会内
において半ば強制的な加入の勧誘が行われているにせよ、法律上は参与離脱が自由な
グループであることには変わりはないのである。仮にそのような組織が極めて民主主
義的な合意形成のシステムを保持していようが、逆に極めて家父長的、あるいは独裁
的、あるいはその他のシステムを保持していようが、近代的な視点からみて自由であ
ることにはかわりはない。ましてや、近代的価値観すらも相対化した視点であればなお
さらである。自治会が近代的、民主的でなければならない言われは何もない。

以上のように、本章では地域住民の自治会へのかかわり方やこれまでのそして現状
の浜松市の自治会の在り方が今後の地域自治を考える上で必要になるであろう、本質

論や機能論を見てきた。

以上を前提としながらも、先行研究にみてきた近代化論的パースペクティブを極限まで脱した視点を共有した上で以下、浜松市における自治会の成立過程、および現状に関して詳らかに紹介していきたい。

注釈

- (1) 玉野によればこれら近代以前の様々な地域住民組織は全戸加入を原則としていなかったため、本稿で扱う自治会の定義には当てはまらない(玉野 1993、pp. 16)。
- (2) 鳥越は鈴木による「第二社会地区」の村落類型をもとに話を展開している(鳥越 2008、pp. 78-79)。
- (3) もっとも、後年菊池は自治会機能を「問題対処機能」、「環境・施設維持機能」、「親睦機能」の3つに分類し、21世紀に向けた4つ目の機能「自治機能」の展開を期待している(菊池 2002、pp. 70-72)。この「自治機能」はここで紹介した「地域統合機能」の内、「住民交流機能」を除くものを指していると考えて差しつかえない。

第2章 浜松市と自治会

2-1 浜松市内の自治会の成立過程

浜松市には現在、浜松市に存在する単位自治会 740 組織が加盟する浜松市自治会連合会が存在する。この浜松市自治会連合会の認識では昭和 20 年以前の町内会が「地域住民の相互扶助の目的で結成された」としており（浜松市自治会連合会 2016、pp. 7）、戦時期以前の詳細な系統を把握していない。

しかしながら、浜松市史によれば現在浜松市内において自治会として扱われている組織については少なくとも明治期にあたる市制町村制にまでさかのぼることが可能である。以下では、町村制により成立した町のもとにおかれた区長制が、総代会、町内会、自治研究会、そして自治会へと変化を遂げるまでの過程を紹介していく。

2-1-1 区長制—1902 年～1918 年

現在の行政区分のもととなる町村制は 1878 年に施行され、一般に江戸時代以降の町村の枠組みを比較的引き継ぎながら成立したとされる。現在の浜松市の原核はその中心部に位置する浜松町の制定であり、浜松町の発足はその 11 年後にあたる 1889 年である。当初、浜松町は町内を三十一区に分割された。これら区に関して、『浜松市史』には次のような記述がある。

各区ごとに区長および代理者を各一名（名誉職、区長には報酬を支給した）をおいた。これは浜松町区長規則として〈明治〉三十五年一月成文化し、四十一年改正され市制施行後も大正元年（一九一二年）十月区長設置規定設定（任期は明治四十一年まで四か年、のち二か年とした）など規則の変更はあったが、七年八月市会の議決によってこれを廃止して総代制度に代わるまで存続した（浜松市 1968、pp. 179、〈 〉内筆者挿入）。

これら区長の選定がいかんしてなされたかは記述にはない。しかしながら少なくとも町政上の補助的機関として区長という役職が正式に存在しており、区長制と呼称されていたことがうかがえる。

2-1-2 総代会—1918 年～1940 年

1918 年、約 30 年に及んで運用されてきた区長制は突如として廃止されることとなる。ここにおいて、新たに総代会という組織が区長制の後を継承して発足する。しかしながら、『浜松市史』には区長制の廃止が何を意味し、後を継いだ総代会が内部の組織構造がどのようなものだったのかということに関する記述はなく、わずかにみられる

総代会の説明と行政の関係に関する記述を手掛かりとするほかない。例えば以下のような記述がみられる。

総代会は大正七年八月に廃止となった区長制のあとを受け各町ごとに置いた総代(市政の補助的機関)より成る連合会であった(浜松市 1968、pp358)

区長制の記述と比較するとその単位が区から町に変化している点に差異が認められるが、それらを代表する総代という役職が行政の補助的機関として位置づけられている点は共通点として見受けられる。そして、区長制が発足した当時と、総代会が発足した当時との間には、むしろ行政側の規模の拡大という点で大きな変化が生じている。実はこの間に 1911 年の時点で浜松町は周囲の村を統廃合しつつも浜松市制へと切り替わっているのだ。

このことから総代会はおそらく先にみた浜松町制下の 31 区分に加え、合併した町村の単位で総代が置かれていたのではないかと推測できる。同時に総代同士は相互に関連しあい連合会を組織し、当時の浜松市に対応するだけの規模にまで成長していたことがうかがえる。

これらのことは浜松市と総代会の当時の 2 つのエピソードからもうかがえる。一つが 1924 年、浜松市内の上水道敷設問題である。当時市政では上水道の機運が高まり始めた頃だった。しかし景気の悪化を背景に上水道敷設時期尚早論に立った総代会は、代表が当時の浜松市長に直接面会にうかがい敷設延期の要請をすることになる。これを越権行為とみなした市会側が憤り、即刻上水道敷設の原案を議決し大きく対立するというエピソードである(浜松市 1968、pp. 346-348)。

もう一つが 1928 年、当時の総代会会長による保険同盟会の組織と各総代に対する同組織の宣伝行為をきっかけとした、総代会内での内紛である。会長の保険勧誘行為をきっかけにこの行為を会長の越権行為とみなした一部の総代が声明文を発表し総代会を脱会を申し出る事態にまで発展し、両派閥の調停に市長が関与する事態になったというエピソードである(浜松市 1968、pp. 358-360)。

前者は浜松市政への大きな影響を及ぼした直接的な圧力に打って出たエピソードで、後者は逆に浜松市長をも巻き込む内紛に至ったエピソードである。これらから少なくとも総代会の存在は行政にとって多大なものであったことは間違いない。

このような行政への圧力機能は、前章でみた戦後 1960 年代に自治会におけるそれを奥田道大が指摘するよりも、約 30 年も早く遺憾なく発揮されていたのである。

2-1-3 町内会—1940 年～1946 年

前節にみた通り、区長制に始まる総代会は市政に影響を及ぼすほどの勢力となって

いたことが分かった。このような総代会は、1939年以降の太平洋戦争の勃発に前後することの翌年1940年に廃止されることとなる。同年の7月ごろにはすでに121の町内会として発足し、12月には市が公式にその設置を認めることとなる（浜松市1968、pp. 612-613）。町内会には町内会長（浜松市が委嘱）・副会長・顧問・会計・委員等が存在した（浜松市1968、pp. 612-613）。また、その下には10～15戸からなる隣組がおかれ代表者として組長がおかれることとなった（浜松市1968、pp. 612-613）。隣組では毎月1回の常会が行われていたほか、回覧板による情報共有がなされ、また住民の登録・生活物資の配給・国債の割当消化・貯蓄奨励・金属回収・国防献金・出征軍人の歓送・防空活動等のほとんどが町内会・隣組を通して行われた（浜松市1968）。

以上のように戦時下におけるこのような町内会に対する上からの組織化は全国的な町内会の流れと大きな差異は見られない。

1945年太平洋戦争における日本の敗戦ののち、GHQは内務省に同年9月に民間人からの武器の収集を命じ、それを受けて民間人の刀剣所持禁止が通達された。その際に、市内の警察署を通し町内会長・組長に通達が行われるが、このように戦後直後の時点では町内会や隣組はGHQの情報伝達手段としてそのまま利用されていたことがわかる。また戦後復興の先駆けとして浜松市から戦災者に対する簡易住宅の提供も町内会を経由した上で行われている（浜松市1968、pp. 403-404）。戦後直後は他の事例研究にも指摘されるようにこのように、結果的にではあれGHQによる占領の手段として利用されていたのである。

1946年になると民主化の名のもとに浜松市の町内会においても改革が進められた。『浜松市史』には次のように記述されている。

民主化の波は町内会にも及んできた。町内会やさらにその下部組織である隣組は国や地方自治体の行政の末端を担当（補佐）し、これまでの軍国主義や戦争の遂行に重要な働きをしてきた。会長や組長は地域の有力者が長期にわたって務めることが多かったが、昭和二十一年一月に浜松市長は町内会に対して、町内会長の選出方法を推薦制から町内世帯主の選挙により決められたいとの通知を出した。そして翌二十二年三月二十日に町内会長会を市議会議事堂で開催し、これまでであった百二十一の町内会を三月三十一日限りで廃止し、これに代わって四月一日からその名称を総代会とすることにし、事務所は〇〇町事務所とすることにした。当時は上からの改革が強行されていたのである（浜松市史2012、pp. 33）。

このようにあくまでも町内会（総代会）が民主的存在であるという認識の下でその存在を存続させようとしていたことが伺える。

2-1-4 自治研究会から浜松市自治会連合会へ—1948年～1950年

また形式上町内会の解散が解散させられた後も、配給制度は継続しておりこれらの機能は町内会とほぼ同様の組織によって継承されることとなる。これらは飽くまでも地域住民の自発的意思によって組織されたこともまた全国的な流れ相違は見受けられない（浜松市自治会連合会 2016、pp. 7）。

1950年に入るとこれらの自治組織は町内単位だけでは解決できない問題も生じるようになり、市の公会堂にそれぞれの組織の代表者が集まり連合体を結成するに至り、これを「自治研究会」と呼称し、翌年には現在の「浜松市自治会連合会」に改称することになる（浜松市自治会連合会 2016、pp. 7）。

2-1-5 サンフランシスコ講和条約以降—1951年～現在

サンフランシスコ講和条約の締結に伴いポツダム政令が執行されて以降は、社会問題の多様化に応じた市連合会内の専門部会の設置や、2005年の市町村合併とそれに伴う浜松市の政令指定都市化などの規模の拡大に対応した、他の市町村の自治会連合会との合併が行われ、大規模な連合会に成長を遂げ現在に至る（浜松市自治会連合会 2016、pp. 8）。

2-2 現代における浜松市自治会連合会とその下部組織の実態

現在の浜松市自治会連合会に加盟する自治会の数は 741 組織に上る。これら最小単位の自治会は、地区別に 51 の地区連合会に分類され、さらにこれら地区連合会は浜松市の行政区分に従い 7 つの区連合会に分類されており、市、区、地区、最小単位の自治会という 4 段階の階層が設けられている。

浜松市全体の自治会加入率は全国的な平均と比較しても極めて高く、全国的な右肩下がりの傾向に反し、常に 95%前後の高水準を維持し続けており、他の市町村との相違が顕著である【グラフ 1】【グラフ 2】。

2-3 まとめ

浜松市の自治会の流れは主に明治期に成立した行政の補助機関として成立した区長制に始まり、その後、総代会と名称を変えて以降は行政の意向をも左右する強大な組織にまで拡大した。総代会が廃止されると町内会に名称を変え、全国の町内会がそうされたように、戦時期における翼賛体制下の傘下に加えられることとなる。戦後はポツダム政令のもとで町内会は廃止されるも、住民たちの自発的活動により自治研究会などとして行政の活動を補助しつつ実質的には活動は継続され、サンフランシスコ講和条約の締結を迎える前にはすでに現在の浜松市自治会連合会は成立していた。

現在では他の自治体と比較しても極めて高水準な自治会加入率を維持しながら、741 団

静岡文化芸術大学大学院
文化政策研究科
鈴木 颯太 Sota SUZUKI

体という莫大な数の自治会を要し現在に至っている。

第3章 政令指定都市の自治会—浜松市内の小宮自治会を事例に

本章では浜松市自治会連合会に加盟する小宮自治会（仮名。以下「小宮」という記載はすべて同じ自治会を指し示す。その他登場する地域名も仮名であり、同じ仮名の地域は実際の地域名に対応させている）を事例に、浜松市の自治会における合意形成と規範維持がいかに行われているかを、参与観察やインタビュー、小宮自治会の郷土資料や自治会規則、定期総会の資料などをもとに定性的に記述することを目的とする。

本稿では主に質的調査を重視して行うことに重点を置いている。自治会の規範維持の過程、あるいは合意形成の在り方を研究する上で、当然ながら量的調査に重点を置き、浜松市全体のあるいは自治会一般の傾向をはかることも一つの手段として考えることは可能である。

しかしながら、完全に構造化させた質問票によって得られるデータは、具体的な人間関係に支えられた詳らかな内実を汲み取ることができない。

本稿では以下にみていくように豊富な質的資料だけでなく、浜松市や小宮自治会に関する量的資料を利用することができた。これはひとえに参与観察に伴う、調査者とインフォーマントの個別具体的な関係とインフォーマントによる協力を踏まえずには手に入れることができなかったものである。

これを前提に、本章及び第4章では小宮自治会の単一事例に基づき、その規範維持と合意形成の様子を記述していく。当然ながら、これは量的調査などの広範囲にわたる調査を軽視しているのではなく、むしろ小宮自治会内における質的及び量的な調査、換言すればトライアングレーションを確実に行う上で適した方法を選択した結果であるということをここに言い添えておく。

本章ではまず小宮自治会の概要を紹介する(3-1)。次に小宮自治会の成立から現在までに至る経緯をたどる(3-2)。そして現在の小宮自治会の加入率の傾向を把握し(3-3)、構造について詳述(3-4)することで、次章の自治会内の合意形成及び規範維持の記述の前提を提供する。

3-1 小宮自治会の概観

小宮自治会は浜松市中区に存在する自治会の一つである。本稿においては、浜松市自治会連合会による前自治会長武富士氏の紹介というスノーボール・サンプリングに基づいて選定された自治会である。

小宮自治会にはおよそ2,000世帯が加入する市内においても比較的大規模な自治会である。浜松駅等が存在する市の中心部から数キロ離れた郊外に存在し、自治会の地域内にはコンビニエンスストアやスーパーマーケット、ドラッグストアといった生活上常に必要になる施設が多く点在する。またその比較的大きな範囲には、保育園や小学校、中学校

はもちろん、高等学校、大学などの教育施設も多く存在する。さらには大規模な病院といった医療施設に加え、火葬場や葬儀場、墓地に至るまで存在し、武富士前自治会長（仮名）は「ゆりかごから墓場まで何不自由なく生活ができる地域」だと語る。

小宮自治会には主に自治会が管理する、通称「小宮会館」と呼ばれる建築物が存在し、その 2 階の一部分は会館全体の管理をすることを条件に一般住民が一件居住している。自治会に関わる会合やイベントの一部はこの小宮会館において行われ、町民のサークル活動などにも利用されている。

3-2 小宮自治会の成立過程

小宮自治会の成立過程は浜松市前述した浜松市の一般的な自治会の成立過程とは異なる側面がある。そもそも小宮自治会の原型といえる組織が成立したのは開墾地であったから大正期以降からであり、浜松市にみられる区長制や総代会と言った名称の組織は散見されない。

以下では、このような浜松市全体の地縁組織の流れを横に据えつつ、大正期以前から現在に至るまでの小宮自治会の変遷の過程を詳述していく。

3-2-1 区期—1926 年～1940 年

大正期以前の小宮自治会の位置する地域は、台地に位置しており隣村である御蔵村（仮名）の開墾地笹田地区（仮名）として存在しており、そもそも人家が少ない地域だった（小宮町誌作成委員会 2014、pp. 7）。やがて御蔵村は近隣の新山村（仮名）に合併され全村にわたる耕地整理事業が行われると、高台に位置する笹田地区は事業計画から外されてしまうことになる（小宮町誌作成委員会 2014、pp. 7）。これをきっかけに当時御蔵小学校の教諭だった松本氏（仮名）らが中心になり、笹田青年会を結成、“独立運動”を始め、1926 年ごろ隣接地区御蔵の大字から独立し自らの地区の字笹田区を手に入れることとなる（小宮町誌作成委員会 2014、pp. 7）。

なお笹田区が成立して以降は区を代表する区長が存在しており、小宮町内会が発足する 1940 年までの間に 9 代（重複を含めると 8 名）の区長が存在した（小宮町誌作成委員会 2014、pp. 18）。

3-2-2 町内会期—1940 年～1947 年

1932 年御蔵村は町制を敷き御蔵町が誕生、その後 1936 年に御蔵町は浜松市に合併されることになる（小宮町誌作成委員会 2014、pp. 18）。御蔵町が浜松市制下に入ると、御蔵町から現在の笹田地域は独立し、さらに 1940 年には独立にふさわしい町名として現在の「小宮」がつけられることとなった（小宮町誌作成委員会 2014、pp. 18）。その後戦時下体制のもとで小宮町内会は存続し続け、敗戦後の政令に基づき全国の流れに漏

れることなく 1947 年に小宮町内会は解散に至る（小宮町誌作成委員会 2014、pp. 18）。しかしその後も、町単位で凧揚げの祭りなどが継続された（小宮町誌作成委員会 2014、pp. 18）。

町内会長は 1947 年までに 5 代にわたり存在した（小宮町誌作成委員会 2014、pp. 18）。

3-2-3 自治会期—1950 年～現在

小宮町内会は小宮自治会として 1950 年 4 月 1 日より開始される。初代自治会長はその経験から 4 代町内会長が務めることになる（小宮町誌作成委員会 2014、pp. 19）。このころから町内の人口が増加し始め、地域内に存在する農協の倉庫を借用し、町の公会堂とするもその移転に伴い、住民の一人から対象の土地内に存在する神社を氏神とすることを条件に自治会の拠点を構えることとなる（小宮町誌作成委員会 2014、pp. 19）。2002 年には先述した小宮会館が新設され現在に至っている（小宮町誌作成委員会 2014、pp. 19）。1950 年から現在に至るまで 22 代の自治会長がその役職をつとめた。

3-2-4 成立過程のまとめ

以上、小宮自治会の成立過程を紹介してきた。小宮自治会の源流が笹田青年会の独立運動に求められるとはいえ、実質現在の小宮町内会-自治会の自己同一性が確立したのは上位地域に当たる御蔵町が浜松市に合併したことがきっかけでありことがわかる。つまり、浜松市のスプロール化に取り込まれるのに伴い行政上の境界が消失したことにより、逆に地域住民の小宮町内会—自治会としてのアイデンティティは明確になったといえることができる。

3-3 小宮自治会の世帯数と加入率

小宮自治会内の全世帯数に関しては浜松市の全体のちょうど 100 分の 1 程度の規模である。ここ 8 年の推移を見てみるとやや減少傾向にあるものの、ひとつの小宮自治会が抱える世帯数が 3000 世帯弱であるという点では、浜松市の中においては大規模な自治会であるといえることができるが、市内においては同様の規模、もしくはそれ以上の規模の他の自治会も複数認められ決して例外的に規模が大きな自治会というわけでもない（浜松市自治会連合会 2016）。

自治会への加入率を見てみると、ここ 8 年間は常に加入率が 95%を上回り、2018 年度に関しては加入率 100%を実現している。加入率の増減の傾向や乱高下の傾向がなく、常に高水準を維持しているという点で浜松市全体の傾向と大きな差は見受けられない【グラフ 3.3.1】【グラフ 3.3.2】。

自治会費は 1 世帯当たり自己住宅居住者が月額 500 円、借家・社宅居住者が月額 400 円、ワンルーム・寮居住者が月額 300 円であり、専用事業所が月額 500 円以上である（小

宮自治会 2007、pp. 9)。

3-4 小宮自治会の組織構造

小宮自治会の役職は 3000 世帯近くもある大型自治会ゆえに役職や名称がいささか複雑である。以後、名称等で混乱した場合は、その都度本節を確認しながら読み進めていただきたい。

3-4-1 小宮自治会—区—部—組—世帯

小宮自治会には地域ごとにまず 11 区存在する。これら区の代表者は「区長」と呼ばれ 9 人存在する。区が 11 区存在するのに対し、区長が 9 人しかいない理由は、1・2 区の区長と 3・4 区の区長がそれぞれ 2 区分を兼任しているためである。そして区長の全員が自治会副会長の役職を務めている。ここまでの役職を小宮自治会では「三役会」と呼ぶ。

その下には各区域を細分化した部が存在し、全部で 52 部存在している。したがってこれらの部を代表する「部長」が 52 人存在することとなる。

さらには、部の下に「組」が存在し、すべてを合わせると 180 組存在し、それぞれに組長が存在するため 180 人の組長が存在していることになる【図 2】。

最終的に組の下に各世帯が存在し、小宮自治会は全部でおよそ 2700 世帯を抱える大規模な浜松市内でも複数みられる大規模な自治会であるということが出来る。

それぞれが管轄する下部組織の平均を見てみると、区一つにつき 4.7 組織の部を抱え、部一つにつき 3.6 組織の組を抱え、組一つにつき約 15 世帯を抱える構造になっている。

3-4-2 小宮自治会の役員構成および委員会

小宮自治会の特徴は副会長の人数の多さと、その役職の在り方にある。小宮自治会には自治会長 1 名に加え、自治会副会長が 12 名存在する（三役会）。先述した区長 9 名に加え、会計が 2 名、書記が 1 名でこれら 3 名もまた区長と同様に副会長の職として位置づけられる。

さらに自治会長を除く副会長はそれぞれ別に委員会というものを組織しており、原則それらの代表(委員長)を務めることになっている。委員会は総務委員会、文化委員会、体育委員会、環境衛生委員会、交通防犯委員会、道路委員会、防災委員会、男女共同参画委員会の全 8 委員会である。

これらの委員会の役員は総務委員会を除き各区の部長にも割り振られる。平成 27 年度から平成 30 年度の『通常総会資料』を確認する限りでは、総務委員会に属する部長は存在していない（小宮自治会 2015a、小宮自治会 2016、小宮自治会 2017、小宮自治

会 2018)。その代わりに総務委員会に属する副会長は毎年 3 人存在しており、全体の業務に関わる総務委員会は自治会長に加え総務委員会に属する副会長のための少人数で構成されているといえる。

3-5 まとめ

浜松市中区に存在する小宮自治会は浜松駅を中心とした中心街に対し郊外に位置し、約 2700 世帯を抱える大規模な自治会の一つである

小宮自治会は、もともと大正期以前は開拓地であり、同地の青年を中心に隣村からの独立推進を図って誕生した比較的新しい自治会である。上位に位置する町が浜松市に合併すると、浜松市制下において旧上位町と同等の一つの小地域(町)としてのアイデンティティを確固たるものにして現在に至る。

現在、小宮自治会では約 2700 世帯を 11 区、52 部、180 組の階層で分け、自治会長と区長を中心とした自治会三役のもと、専門委員会を組織し、町内の様々な活動を支えている。

本章では浜松市自治会連合会の紹介を起点としてサンプリングされた浜松市中区の小宮自治会を取り上げ、その概観・成立過程・加入率・組織構造を紹介した。次章では、これらの前提の上にどのような合意形成および規範維持がなされているのかを記述する。

第4章 規範維持の実態—小宮自治会の人事と年間行事の関係

前章では調査対象の自治会である小宮自治会の歴史的な経過と組織の構造を紹介した。

本章では前章でみてきた小宮自治会の構造を踏まえた上で、自治会内に存在する規範はいかなるものでいかに維持されているかを検討する。まず、役員人事の変遷と役員ごとの変遷を見ていくことにより、人事の選定がそれぞれ規範にしたがって行われていることを明らかにする(4-1)。次に前節の規範に則り選定された役員によって紡ぎだされる年間行事が規範として定着していることを見ていく(4-2)、その上で人事の規範と年間行事の規範がいかに関係しあっているかをまとめる(4-3)。

4-1 役員人事から浮かび上がる規範

本節では小宮自治会の規範維持と合意形成を考える上で、その主な主体を把握することを目的とする。

しかしながら、役員人事がいかに行われるかというのを把握することは「いかなる会則にのっとり(規範維持)」、「いかに役員を決定するか(合意形成)」という問いが含意される以上、この説の目的を果たすまでに後述の2機能に関して先行して言及することを意味する。

とはいえ、役員人事の決定のプロセスは他の事項の決定のプロセスとは大きく異なっているため、本節ではとりわけ役員人事に関しては別に紹介しておくこととする。

4-1-1 会長・会計・書記

それでは役員人事はいかに規定されているのだろうか。

まず、小宮自治会の心臓部ともいえる総務委員会を主に構成するメンバー、すなわち自治会長、会計、書記がいかにして決定されることになっているかを見ていく。会長、会計、書記並びに監査役にあっては、〔中略〕選考委員会の結果を受けて、部長会で推薦する(小宮自治会 2007、pp. 11)

会長、会計、書記は他の副会長とは別に「選考委員会の結果を受けて」、部長会で推薦されるとされる。では、その「選考委員会」とはどのような組織だろうか

選考委員会は、副会長5名、部長8名をもって構成し、委員は部長会が指名する(小宮自治会 2007、pp. 11)

つまり、会長、会計、書記は部長会によって指名された副会長5名、部長8名によって推薦されるのである。会長、会計、書記に属さない副会長は10名いるため5名の委員はその内半分の副会長によって構成されることになる。また、先述した通り部長は全体で52名いるため、選考委員に指名される部長は全体の15%で構成されていることになる。

会則を見てみるとこのような形式が見て取れるが、実際の運用もこのようになされているのだろうか。

今年度、小宮自治会では自治会長の交代が行われた。2017 年度まで自治会長を務めていた武富士氏から、副会長で会計を務めていた上川氏に交代したのである。武富士氏は 2006 年度から 12 年間という長期に渡り自治会長を務めており、今回の自治会長交代は小宮自治会にとって久方ぶりの自治会長交代ということになったのである。このきっかけについて、武富士氏は次のように語る。

鈴木： ちなみにこの副会長だった方（＝上川氏）の、次期自治会長になるっていうのは、どうやって決められたんですか？

武富士： 私ん指名しただよ。

鈴木： なるほど。指名。

武富士： 私が「上川さんやってよ」って言って、「次にやる人がいないから」、したら上川さん「なんで俺んやらにゃあいかなだ」っちゅう話になっただよ。

鈴木： なるほど。

武富士： 単純だよ。

鈴木： 上川さんの反応としては？

武富士： 「いいよ」っていう感じで。[T1-④]

ここで言及される上川氏は前年度まで小宮自治会の副会長、会計として 10 年役職を務めてきた小宮自治会に深くかかわってきた人物である。

上川氏は今回の会長就任に至るまでの過程を次のように語る。

上川： これはですね。少し問題があるかもしれませんが武富士会長が十二年間会長をやってきましたね。

鈴木： そうですね。

上川： そうするとみんなの中では(そろそろ変わっても)いいのではないかなという、気運というのが出るんですね。

鈴木： ええ。

上川： 12 年というと安定しているかもしれないけど、反面、見方を変えると「マンネリ化しているな」という感じもありますよね。だから、そこでもう(武富士さんは)後退してもいいという空気があったのではないのでしょうか。

それと武富士さん自身、去年の春先から体調が思わしくない時期がありましたね。救急車で 3 回くらい遠州病院へ入院していらっしやいました。だから武富士さんが会合にきて「もう、俺辞めるで、あと頼むよ」っておっしゃった

会合が3、4回あったと思います。で、僕自身も個人的に「あと(=次期自治会長)やれよ」というのを聞きましたからね。

で、このあいだの3月の末くらいに会合がありまして「次期(自治会長)を誰が(やるべきか)?」ということが議題に上がりました。武富士さんがその会合で「お前さんを、上川さんを後継者に指名するよ」とおっしゃいました。そこにいた12、3人のメンバーも僕が10数年副会長をやってきたから「上川さんがいいだろう」という結論になりました。[T3-⑤]

つまり、前自治会長であった武富士氏の指名を聞いた選考委員会がその妥当性を判断し了承するというのが形式として実状であると考えられる。ここでいう妥当性というのは副会長を長く務めてきた経験によって判断されていることが注目される。また上川氏自身、前年度まで勤めていた会計の役職に就いたきっかけが武富士氏による個人的な指名だったと過去を振り返る。

上川： 関わるようになったきっかけはですね。10年ほど前に、市内の銀行のロビーで武富士会長に会いました。その時に予定していた会計の人が病気で倒れられたから、その穴埋めに手伝ってくれと頼まれたのがきっかけです。

鈴木： それは偶然ですか？

上川： まったくの偶然。その方が病気で倒れられなければ私はこういうことになりませんから。[T3-③]

上川氏自身は、もともと建築業に携わっており会計という役職は阿多らしい経験だったと語っている。

上川： 会計というのは僕らの仕事と違う分野で、そういう意味では楽しみというか、新しい物事を教えてもらってるなという感じに思いましたかね。[T3-④]

一方、現在では小宮自治会において書記を務める島津氏も元々は会計の役職に就くところから小宮自治会との関係は始まる。島津氏は女性で、自治会役員になったきっかけは婦人会の会長としてその会計報告を選考委員会に評価されたことがきっかけであった。

鈴木： 島津さんが積極的に自治会に参加されるようになったのは、どのくらいの時ですか？

島津： 別に積極的っちゅうあれはないんですけど、まあ、あれですね女の人も自治会へ…自治会で活動してほしいっちゅう。その前に婦人会の会長をやってたんですよ。そうしたら次の年のやっぱりこの、改選時、3月の改選時にその人たちが家に頼みに来たのね。

その婦人会の会長やってた時に夏まつりの決算は婦人会が受け持ってくださいということで、それで私が会計受け持って自治会の方に報告したわけね。そうしたらまあ、うちへ勧めに来た人は、口が上手で、「しっかり会計報告がしてあったから、会計をやってくれ」って来たんですよ。私もまさか自治会の仕事なんてやると思わなかったの、いつもお断りして。

だけど、何回も何回も寒いのに家に来てくれたもんだからその…とにかく「私は会計そのものはできない、家計簿しかつけていない」って言ったの。そうしたら、そこで説得されてね。「家計簿だけでいいんだから、やってくればいいんだから」って何回も何回も頼まれて、致し方なく自治会へ入ったんです。

それで会計を、もう一人会計がいるものだから、しっかりやってくださる方がね。で、それこそ収入の出し入れを一生懸命書いて、その方に渡して。

それを4年やりました。[T2-②]

以上を踏まえると会長、会計、書記の役員人事の在り方は次のような特徴にまとめられる。

- (1) 個人的な人間関係
- (2) 能力主義（経験やノウハウも含む）

以上2点の特徴は一見著しい特性が見受けられない。選考委員が新たな人事を部長会に推薦するという点も、かろうじて民主的な側面が見て取れるが、実質(1)のような要素を選考委員会が承認する形となっているため、真に町内に開かれた人事が行われているとは言い難い。

しかしながら、自治会内において中枢的な役割を担う人間が、すでにいる副会長の中で順番に選ばれるのではなく、被選任者との個人的つながりや、能力を重視することはこれらの役割が、確実なモチベーションとともに安定的に果たされていくことを可能にしているといっても過言ではない。

4-1-2 会計・書記以外の副会長・部長

ではそれ以外の副会長、そしてその下位の役職に当たる部長はどのように決めら

れるのだろうか。会則には次のような記述がある。

副会長は地区集会、部長は部集会で推薦する（小宮自治会 2007）

地区集会は地区に所属する部長によって構成される集会で、部集会は部に所属する組長の集会である。いずれも構成員による推薦とあるが地区集会によって決められる副会長（＝区長）と、部集会によって決められる部長とでは、その変化に大きな違いがみられる。

4-1-2-1 副会長

まず、副会長についてみてみると、【表 1】はここ 10 年間の副会長の変遷を色分けして表したものである。2018 年度に大きな人事改変が見受けられるが、1 年で副会長の役職を離れているのは、2010 年度 7 区の B2 に当たる人物と、2012 年度 11 区の D6 に当たる人物、2013 年度 11 区に当たる E1 の人物の 3 例だけであり、それ以外 2017 年度までの役職を見ると少なくとも 2 年以上同じ地区の副会長を務めており、流動性が大きいとは言い難い。

さらにこの図を、地区ごとではなく、各専門委員会に組み替えてみてみたのが【表 2】である。この図から各専門委員会のなかでも総務委員会に所属する副会長の任期が他の副会長よりも長いことがわかる。

4-1-2-2 部長

次に部長の任期について見てみる。【表 3】は過去 4 年間、各部の部長がその会組織であるどこの組から選出されているかをまとめたものである。

例えば 1 区 3 部を見てみると 11 組、12 組、13 組と 3 組存在するが、1 年ごとに交代が為されていてきれいに輪番制が成立していることがわかる。これらに加え、集合住宅を除いた地区の世帯で輪番制を成立させているもので、姓で同世帯であるとみなすことができる場合のものも含めて合計するとその数は 29 部に上り全体の約 56% を占めている。

また、仮に輪番制が成立していなくても 4 年間で同一世帯が重複して部長を務めた例は 2 区 2 部(2)と 9 区 4 部以外にみられない。したがって、全体の約 96% の部では毎年異なる世帯が部長を務めていることになる。

これは前節で見た副会長の変化と比較すると圧倒的に部長の方が、流動性が高いといえる。

4-1-3 会長・会計・書記—他の副会長—部長

役員人事の特徴をまとめると次のようになる。

まず会長、会計、書記は選考委員会によって推薦されることになっているが、その妥当性は個人的な人間関係や個々の能力によって測られている。

その他の副会長は各区の代表であることもあり各区の推薦に基づき選ばれているが、その流動性は専門委員会ごとに異なり、とりわけ総務委員会に所属している人ほど低くなる。

そして、部長は多くの部において輪番制が成立しており、仮に成立していない部であってもほとんどの部において部長は毎年交代されており重複することはほとんどない。ここで流動性に注目すると次のような不等式で表すことができる。

(会長・会計・書記) < (総務委員会の副会長) < (その他の副会長) < (部長)

ではなぜこのような違いが発生するのだろうか。次節では10年間の行事報告をさかのぼることによってすでに規範化された年中行事を見ていく。その上で本章3節では、規範維持がいかに行われるかを見ていく。その中で、以上のような役職による流動性の違いが発生する理由が明らかになることになる。

4-2 年中行事にみられる規範

次に年中行事の変遷を見ていく。【表4】はここ5年間の小宮自治会の年間行事を月ごとに区切って表したものである。これらから読み取れるのは明白にほぼ毎年同様の行事が繰り返されていることである。

順を追って見ていくと、年度始めである4月の冒頭では全住民対象の自治会総会が開かれる。そして、翌月に開かれる浜松まつりに関する計画が始まる。5月に入って早々浜松まつりへの参加があり、5月の終わりから6月にかけて10月のハイキングの下見が行われる。6月下旬ごろから夏まつりの準備がなされ、7月下旬か8月上旬に夏まつりが開催される。そして9月には敬老祝賀会が開かれ、10月にはハイキングが11月には文化展が開催される。そして、12月初めに防災訓練が開かれ、翌年1月には新年祝賀会が開かれ、2月から3月にかけて新年度の準備や会計監査が行われることになる。

また、年中行事だけでなく2016年度まで毎月行われた夜間パトロールもまた規範に則った活動であるということができる。

これらについて2018年度自治会長の上川氏は次のように述べる。

鈴木：なるほどわかりました。それら(年中行事)はだいたい年間の事業計画をもとに？

上川：それが4月の10日に総会を通っていますから、その時にすでに年間の予定を

全部決めます。[中略]

鈴木： だいたいこれらは、前年度の計画を参考に？

上川： そういう言い方をするとそうですね。平成 29 年度の実績をもとに平成 30 年度の事業案を作ります。それに伴い、予算を出し、[中略] 確定していく感じになります。

鈴木： じゃあ毎年だいたい決まったことをやってそこに修正を加えていくような感じですか？

上川： そう。簡単に言うとそうです。[T3-⑩]

つまり、これら年中行事の企画は前例踏襲によって継承されてきていることが上川氏の発言から分かる。これらの計画は先にみた【表 1】では前年度の 2 月、3 月総務委員会に三役会において「新年度について」という名目で形作られていることがわかる。

このようにほぼ毎年同じ月に決められた年中行事が繰り返され継続し続けるというのはこと自治会であればよくみられる特徴であるが、毎年これだけの催しを約 3000 世帯の中から専門委員会を中心に動員し続けるのは容易なことではない。

4-3 役員人事の規範と年中行事にみられる規範の関係

以上に見てきたような役員人事の規範と年中行事の規範は密接に関係している。これらの企画において主に労働力を提供しているのが部長である。地区を代表する副会長同様、かれらは総務委員会以外の専門委員会に割り振られ、イベントの際にあらかじめ企画された仕事を実行するのがこの部長である。

部長は先に本章の 1 節でみてきた通り、地区を代表する副会長の下位の役割であり、そのほとんどが毎年（場合によっては輪番制で）交代する流動性の高い役職である。この部長と会長・副会長の全員を含む三役会の関係を上川氏は次のように語る。

上川： 三役会で方向性を決め、部長さんに降ろします。部長さんが実行部隊だと思います。三役会で決めたことを実行に移す感じです。[T3-⑧]

つまり、三役会の人々が「実行部隊」である部長の指揮系統を担っているということである。例えば文化展をつかさどる文化委員会を務める副会長がいたとすれば、その指揮系統のもと文化委員に所属している部長がその実行を務めるということである。

このように、前例踏襲が前提として規範化した状態において、指揮を下すことになる副会長は今までの経験とノウハウが必要とされ、容易に交代することが困難になるのである。

このような事態は、副会長のなかでもとりわけ全体の指揮系統に関わる総務委員会に

属する副会長にみられる。その顕著な例が書記の島津氏である。2017年度の会長の武富士氏は次のように語る。

鈴木： わかりました。ちなみにもう一つお伺いしたいんですけど。島津さん、自治会において島津さん、結構いろいろ活躍されてると思うんですけど。

武富士： 物知りだよ。

鈴木： あの方はいつからあんなに一生懸命やるようになったんですか？まあ、明日深く聞くことにはなるんですけど。

武富士： 平成10年くらいかな。

鈴木： 平成10年ごろ。

武富士： 俺より長いもん、たぶん平成10年ごろだよ。

鈴木： なるほど。

武富士： あの人もはあ、25年くらい(自治会活動に)付き合ってるら。

鈴木： そうですね。

武富士： 自治会で、たぶん。

鈴木： ほかにもね、サークルとかにも参加されてますしね。

武富士： そうだよ。やってるもん。

鈴木： すごいですよね。

武富士： 小宮はああいう人がいるもんでやっていけるだよ。[T1-22]

武富士氏以外にも、「島津さんがいなくなったら小宮自治会は回っていかない」という声を多くの副会長から聞くことが多くあり、実際、文化展や防災訓練への参与観察では、各専門委員会の副会長にもまさる指揮を執っているのが見受けられた。

つまり、年中行事にみられる前例踏襲という規範が、副会長を主とした指揮系統の人事を固定化させていることがわかる。また同時に、会長、副会長における人事の流動性の低さによって、前例踏襲という規範を安定的に維持されているともいうことができる。

4-4 まとめ

小宮自治会の役員人事は会長・会計・書記、総務委員会の副会長、その他専門委員会の副会長、部長の順に流動性が低くなっていることが分かった。とりわけ、会長・会計・書記は個人間での人間関係や能力主義に基づいた基準で妥当性が測られ、部長に関しては1年おきの輪番制や重複のない交代で成立していることがわかり、そこに規則性を見て取ることが可能だった。

同時に年中行事は前例踏襲で前年度の修正の上に規範として成立していることが分かった。

静岡文化芸術大学大学院
文化政策研究科
鈴木 颯太 Sota SUZUKI

以上のように、前例踏襲的な年中行事の規範は各催し物に関して、そのノウハウの蓄積の上に副会長の固定化をもたらしており、同時にこのような役員人事の規則が安定的に年中行事を維持する事にもつながっていることが分かった。

次章では、このような人事の流動性が小宮自治会における合意形成の在り方もまた規定していることを見ていく。

注釈

(1) ちなみに表 1、表 2 において前節で述べた武富士氏は A1、島津氏は A13、上川氏は A11 であり、それぞれの役職を務めた任期の長さは他の副会長と比較してみても長いことがうかがえる。

5 章 合意形成の実態—住民の意識はどのように汲み取られるか

本章では 4 章において成立している小宮自治会内の規範を前提にいかにして合意形成が図られるかを見ていくことを目的とする。

まず意見の提案を行う総務委員会の在り方について見た (5-1) 後に、意見の妥当性をはかり、修正を提案していく三役会、部長会、総会 (5-2) の実態を見ていく。

5-1 総務委員会における企画立案

総務委員会は 3 章で紹介してきた通り、小宮自治会の中枢を担う専門委員会であり、その他の専門委員会とはその性質を異にする。副会長全員が構成員である三役会に意見を提案する組織であり、合意形成のプロセスにおいて発案をする機関として働いている。

本研究でインタビューを行った、武富士氏、島津氏、上川氏のいずれも総務委員会に所属する人物である。

しかしながら、この総務委員会の発案に関する言及は小宮自治会会則には全体の会議に関わる部分では見受けられない。会議に関しては、次のような記載は見受けられ公式の会議では以下のような規定がなされている。

この会の会議は、総会、部長会及び三役会とする (小宮自治会 2007、pp. 5)

一方で、会則のなかでは、あくまでも専門委員会の一つとして総務委員会は設定されており、その業務は以下のようにまとめられている。

- (1) 町内主要行事の企画立案
- (2) 資産の管理並びに会計業務
- (3) 通知、回覧、連絡等の広報業務
- (4) 会議の運営並びに議事の記録
- (5) 会則、諸規則等の実務処理
- (6) 会館管理と防災に関する事項
- (7) 関係団体との連携事項
- (8) その他、何れの委員会にも属さない業務の処理 (小宮自治会 2007、pp. 12)

内容は見てのとおり、小宮自治会の中枢にかかわるものばかりである。その上で、これだけの規模の自治会を運営していくにあたり、総務委員会の役割は全般的なことに集中しており、全体の調整というノウハウと経験が求められる業務が集中しているが、ここで重要なのは (1)、(4) である。最終的に部長会、もしくは総会で審査される企画立案はす

べて総務委員会に集中している。

しかしながら、実際の企画立案は総務委員会の中でも積極的に行われることがないのが実情であると見受けられる。武富士氏は実際の企画提案について次のように語っている。

武富士： 総務部(=総務委員会)あるじゃん。そこで意見を出して、そいで三役会に意見をかけて、「みんなこういうのやりたいけどどうだ？」って相談して。それで、部長会にかける。部長会の承認がないとやるこたできないもんで。そういう流れになってる。

鈴木： まず、「こういうふうにしてほしい」っていう意見は…。

武富士： 俺ん、それやってる。

鈴木： あ、武富士さんがですか。うんうん。じゃ何か提案するのは…。

武富士： 俺が全部提案してる。

鈴木： 武富士さんが提案すると。

武富士： だって、提案する人ないだもんで。それんないと進歩んないじゃん。「こういうことダメになったでこれどうする?」、この机とかもそうだよ、「机、ダメになったで変えるか」つって言ったらそしたら「変えましょう」って、言う人ないだもんで。そのくらいだもんで。俺ん全部やってきただよ、うん。今度の会館の(小宮会館の)管理人決めるのもそうだよ。そんな状況だもんで。

鈴木： ふうん。

武富士： 「会長きめりゃいいじゃないか」つって、「なんで俺ん決めるだ、みんな決めてるにきまつてるじゃないか」つて。

鈴木： じゃまず、武富士さんが三役会で提案します。

武富士： 総務委員会。

鈴木： あっ、総務委員会か。

武富士： 総務委員会でみんな議論して、それを議論したのを三役会にもってくだよ。

鈴木： その次に部長会。

武富士： その次に部長会にもってくだよ。[T1-⑱]

武富士氏によれば「提案する人(が)ない」ということであり、武富士氏が任期を務めた間は、武富士氏本人が自治会長として積極的に提案をしていたことがうかがえる。

5-2 総会、部長会、三役会における審議

総会、部長会、三役会のそれぞれの会議の事項は会則では次のように記されている。総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する

1. 事業計画及び収支予算に関すること。
 2. 事業報告及び収支決算に関すること。
 3. 重要な契約の締結に関すること。
 4. その他、この会の運営に極めて重要なこと。
- 2 部長会は、次の事項を議決する。
1. 総会の議決した事項の失効に関すること。
 2. 総会に付議すべき事案に関すること。
 3. その他この会の運営に重要なこと。
- 3 三役会は、次の事項を議決する。
1. 総会並びに部長会で議決した事項の執行に関すること。
 2. 総会並びに部長会に付議すべき事案に関すること。
 3. その他この会の運営に必要なこと。(小宮自治会 2007、pp. 5)

ここに表明されている「事業計画」、「事業報告」、「事案」などの提案は、言うまでもなく総務委員会において企画立案されたものである。したがって、総会、部長会、三役会はいわば順に総務委員会によって提案された議案の審査を行うということである。

その順は年間の全体に関わる事項以外は総会に掛けられることはなく、三役会、部長会と降ろしていく形式をとっている。

上川氏は以上のことを次のように語る。

鈴木： 総務委員会というものがあって三役会と、部長会があるわけですね。

上川： ええ、ある。

鈴木： 何かものごとの提案をするのは総務委員会っていう認識でいいですか。

上川： いいですね。

鈴木： 次に三役会で。

上川： 三役会で方向性を決め、部長さんに降ろします。部長さんが実行部隊だと思えます。三役会で決めたことを実行に移す感じですよ。

鈴木： で、総会に掛けるんですねこの後は？

上川： 総会に掛けるのは、年度予算、決算報告と事業報告そして人事ですね。1年度の予算を決め、事業が決まります。だいたいその辺りが総会に掛けるべき内容ですから。ここからは年に2回とか3回ですからね。

臨時総会というのは今までやっていません。

「三役会はここでこういう構成をし、こういうふうに事業やり、みんなに協力してもらいましょう」というような内容を決めます。そして部長さんには例えば

「お祭りならお祭りのこのポジションを持ってやってください」だとか、「前日に会場に来てステージを作ってください」だとか、そういうことを協力してもらう感じですね。[T3-⑧]

しかし、当然ながら審議が滞った場合、三役会では総務委員会が意見の練り直しを迫られたり、部長会では三役会に審議のやり直しを迫られたりすることもある。上川氏はこのことを「戻す」と呼ぶ。

上川： うん。やっぱりこの勢いよく議題の結論が通った場合はやっぱり戻さないといけないと思います。民主主義というのは時間がかかりますね。時間とお金がかかります。ですが問題があれば戻すしかないのです。

鈴木： この「戻す」というのは、例えば総務委員会で何かこう提案をし、三役会で「いや、もうちょっと考えなおしましょう」ということになり、再度総務委員会に議題が「戻って」くるという話ですか？

上川： そうです。三役会で否決されたら一か月後、もしくは二週間後にまた三役会を開催し、前回の議事については「もうちょっとこういうことがあるから相談しましょう」というやり方になります。事実、僕も戻したことがあります。いろんな意見が出るものですから、そのなかでも意見を多く強く発言すると、「いいよ、じゃあそれでやれよ」みたいに言ってしまえば楽なんですよね。「じゃあそうしましょう」で会議は終わりますが、実際に考えてみて「そんなことやって本当にいいのか？」というのが出ますよ。その時は「戻す」。「戻す」ほかないですね。どこのグループもそうだと思います。そういう決め方をせざるを得ないです。[T3-⑦]

上川氏は以上にみたような、上位組織と下位組織との間の議題のやりとりを経て、丁寧な合意形成を図ることが必要だと考えている。

5-3 役員人事にみられる規範と合意形成の関係性

以上のように総務委員会が企画立案をし、その議案を三役会、部長会、総会の順に審議にかけていくというプロセスを見てきた。

本節では、4章にみた役員人事に関わる規範と企画立案・審議の形式を照合することで、地域住民がどのように合意形成に関与しているかを明かにしていく。

第4章で見た通り、総務委員会のメンバーの入れ替わりはここ10年見てもほとんど見受けられず、流動性はかなり低い。これは自治会の中枢を担い全体を把握することができる人間が常に固定的に存在していることを意味している。同時に総務委員会に所属

しないその他の専門委員会に所属する副会長もまた、総務委員会程ではなくとも部長と比較すれば圧倒的に流動性は低い。一方、繰り返すが以上三役会の下位の組織である部長会に所属する部長は、1年ごとに交代する重複がほぼみられない仕組みになっている。

以上を踏まえると総務委員会の企画立案、および三役会での議案審議は13人の人物によってのみ関与できる構図になっている。三役以上の役職をもたない地域住民が小宮自治会内での合意形成に関与できるのは、総会を除けば52人の部長の内の1人になったときだけである。そしてその半分以上が輪番制によって決定される。

しかし、これは合意形成にかかわるチャンスがある意味で平等に設定されているとも捉えることができる。無論、部長は年中行事の主要な労働力とみなされるため、部長になることで自治会の合意形成に関与できると捉える人物が多くいるというのは考え難いが、形式上は合意形成の関与のチャンスは地域住民の多くに与えられていると考えることができる。

しかしながら、当然輪番制の輪から外れた集合住宅の住民はこのようなチャンスには関与できず、年に1回の総会に参加するほか合意形成に関与する機会はない。

5-4 まとめ

本章では総務委員会の企画立案の役割を確認し、その後議案が三役会、部長会、総会の順に議案の審議・および修正の提案をすることを見てきた。これらの構図をその役職の主体の流動性に着目して考えると、13人の三役会に就任しないその他の地域住民が合意形成に関与することができるのは、流動性の高い部長になったときだけであることが分かった。同時に、部長の選任を輪番制の形式で定めている部がほとんどであり、それを加味すると部長になり自治会の合意形成に参加するチャンスは平等に存在するということもできる。

第6章 考察

以上、第1章において紹介した菊池による機能分類を前提に、第4章においては規範維持機能を、第5章においては合意形成機能を、浜松市中区に存在する小宮自治会を例にその関係性がいかなるものであったか記述してきた。本章ではこれらの記述に対し、社会学者 E. デュルケームの概念を批判的に照らし合わせつつ、地域自治が都市郊外においていかに行われているかを考察する。

考察を進める前に今一度、小宮自治会にみられる規範的特徴と、それに基づいた合意形成の関係をまとめておく。

小宮自治会の役員の中で最も流動性が低いのは総務委員会に属する人物、とりわけ会長、会計、書記という3つの役職であった。これらの役職は自治会全体の動きを最も網羅的に把握することができる役職であり、これらの人選は1. 個人的な人間関係、2. 能力主義に基づく判断基準でなされていた。それに続き、その他の副会長が務め各イベントを主催する専門委員会としての役割を担っており、部長の指名によって選抜される役割にも関わらず、流動性は部長と比較するとかなり低いものだった。

小宮自治会の役員の中で最も流動性が高いのは部長（以下）の役職である。これらの役職に関しては、部の下位組織である組の多くで輪番制が成立しており、1年ごとの交代で重複した人選はほとんど見受けられなかった。

以上にみられる人事の規範性は、自治会内部での合意形成の在り方をも規定していた。まず、総務委員会が長年その役職に携わってきた経験とノウハウを前提に議案を提出し、その他の専門委員会を含めた三役会がそれについて審議を行い、その次に部長会が審議を行い、年度予算等重大な議題に関しては総会で全住民に開かれた会議を行う形式である。

三役会に所属しない会員が合意形成に参加できる機会は部長会と総会にとどまっております。少なくとも同時に、部長の役職が輪番制や重複のほとんどない人選によって規定されることで、各部内で合意形成に参加できる機会は巨視的にみれば平等といえるかもしれないが、輪番制が一巡するのに3~4年かかるうえ、その主体となる組長になるのにも輪番制が敷かれている場合がありめったに部長の役職になる機会はない。ただし、重複がほとんどないという点においては一部の人間によって独占的にその役職が占められるということとは考えられない。

以上の小宮自治会の役職に関する人間関係に、社会学者の E. デュルケームによって用いられた社会的連帯の概念を適用していく。

6-1 デュルケームによる社会的連帯の提示 1—機械的連帯

デュルケームは社会的連帯について、生物の機能分化をメタファーに機械的連帯と有機的連帯に分別した（デュルケーム 1893=2017）。まず、機械的連帯に先行して、デュル

ケームは「集合意識」あるいは「共同意識」という概念を持ち出し次のように説明する。

同じ社会の成員たちに平均に共通な諸信念と諸感情の総体は、固有の生命を持つ一定の体系を形成する。これを集合意識または共同意識 [la conscinective ou commune] とよぶことができる (デュルケーム 1893=2017、pp. 145)

つまり、同質の社会には「集合意識」や「共同意識」と呼ばれ成員たちに共有される体系が存在するということである。その上でデュルケームは「類似から生まれ、個人を社会に直接結びつける、ひとつの独自の連帯」を「機械的(メカニック)とよぶとし (デュルケーム 1893=2017、pp. 183)、この連帯の特質を次のように説明する。

この連帯の特質は、集団にたいする個人の、一般的かつ不確定な愛着にあるというだけでなく、また細部にわたって諸運動を調和させるものである。じっさい、これらの集合的原動力はどこでも同じであるから、いたるところで同じ結果を生む。したがって、これらの集合的原動力が活動しだすたびに、各人の諸意志では、ひとりでまとまって同じ方向に動き出すのである (デュルケーム 1893=2017、pp. 183)

そしてデュルケームはこの「機械的連帯」の変化の条件のひとつについて、「集合意識」を関連づけた上で次のように語る。

現実に諸信念や諸慣行は、それら〈集合意識〉が確定していればいるだけ、個人的に多様化する余地は少ない (デュルケーム 1893=2017、pp. 260、〈〉内筆者挿入)

以上を要約すると、デュルケームは類似した成員同士の連帯を「機械的連帯」とよび、それらにみられる諸信念や諸慣行は「集合意識」が確定していればいるほど多様化しにくくなっているということである。

6-2 デュルケームによる社会的連帯の提示 2—有機的連帯

一方で、デュルケームは以上のような「機会的連帯」に対し、「有機的連帯」という連帯を提示する。

分業が生み出す連帯は、これとまったく別である。前記の連帯〈機械的連帯〉が諸個人の相似を意味するのにたいして、この連帯は、諸個人がたがいに異なることを前提とする。… [中略] …この連帯は、高等動物に観察される連帯とそっくりである。じじつ、そこでは、各器官には、その専門的な特徴、その自律性があるけれども、有機体として

の統一性は、この部分の個性化がいちじるしくなるほど、大きくなる。このような類推からしてわれわれは、分業に負う連帯を有機的とよぼうと思う（デュルケーム 1893＝2017、pp. 224－225、〈〉内筆者挿入）

つまり、類似性に基づく連帯である「機械的連帯」に対し、成員相互の相違に基づいた分業が成立した連帯を「有機的連帯」とデュルケームは呼ぶのである。

さらに、デュルケームは両者の関係について次のように語る。

機械的連帯は、それがもっとも抵抗力のつよいことにおいてさえも、分業ほどの力をもって人びとを結びつけるものではないこと、さらに、機械的連帯が現実の社会現象の大半をその作用の圏外に残ってしまっている、以上のことを想起すれば、この社会的連帯がもつばら有機的なものになってゆくことは、さらにいっそう明白であろう（デュルケーム 1893＝2017、pp. 289－290）

つまり、社会の進展に伴い「機械的連帯」は「分業」を通し、「有機的連帯」へと変化していくとするのである。

6-3 小宮自治会への適応

以上において、デュルケームによる社会的連帯の分類を記述した。これに加え第1章で紹介した菊池の自治会機能論を参考に、小宮自治会の例を考察していく。

6-3-1 小宮自治会における多機能性

まず、小宮自治会がどのような機能から成立しているかを改めて整理してみたい。

小宮自治会には自治会内の全般的な業務をつかさどる総務委員会と、それぞれの個別のイベントや業務に基づいたその他の専門委員会、すなわち文化委員会、体育委員会、環境衛生委員会、交通防犯委員会、道路委員会、防災委員会、男女共同参画委員会に大別できた。

これらの委員会の存在は小宮自治会の多機能性を指し示している。これを、第1章でみた菊池の機能分類に置き換えると、総務委員会が地域統合機能（とりわけ諸集団調整機能、合意形成機能、規範維持機能、地域代表機能）をつかさどり、その他の専門委員会が生活充足機能（地域施設維持機能、アメニティ機能、危機管理機能）と地域統合機能の一部（住民交流機能）をつかさどっていることがわかる（菊池 1990、pp. 223）。さらには島津氏や川上氏の例のように、総務委員会に属する会計や書記などのようにさらに機能の分化が進んでいるものもある。

このように自治会内において機能分化がなされるという菊池の指摘はおおむね妥当

であるということが出来る。したがって、自治会の特色を単一機能のみとして考えるのはまず間違いであるのは明白である。

6-3-2 小宮自治会における有機的連帯—三役会、とりわけ総務委員会

以上のように自治会その組織の中で多機能性を保持していることは明かになった。つまり、これは自治会内において「分業化」が進んでおり、三役会以上の関係性において、自治会内に有機的連帯が存在していることを意味する。

第4章で見てきた通り、小宮自治会の三役会、とりわけ総務委員会は能力主義的な人選と、長年にわたる経験やノウハウの蓄積によって固定化が進み、役員交代はあまり多くみられなかった。このことを考慮してもやはり小宮自治会内の人選のなされ方もデュルケームの指摘する有機的連帯のそれと特徴を同じにする。

小宮自治会の役職でいえば、書記を務める島津氏の存在はそのいい例である。彼女は婦人会での会計の仕方が買われ自治会役員になり（能力主義）、その後20年間近く自治会の総務委員会に属し経験を蓄積し、他の自治会役員からは「小宮自治会になくなくてはならない存在」として囁かれるまでになった（経験やノウハウの蓄積）。

また島津氏以外でも、上川氏が2018年度自治会長に指名された理由も長年、会計として役割を担ってきており、「小宮のことについてよくわかっているから」というのが理由だった。

6-3-3 小宮自治会における機械的連帯の特徴

しかし、以上を以てして自治会が、有機的連帯によって占められていると判断するのは早とちりである。それは2つの点でデュルケームの想定を裏切ることとなる。それは年行事が所与のものとして扱われる規範の存在と、部長の役員人事の在り方にみられる。

6-3-3-1 年行事の存在

第4章では自治会の年行事がほぼ毎年変わらず維持されてきていることを指摘した（4-2）。これらは毎年行われることが当然とみなされ、翌年の事業計画も前年の事業実績をもとに総務委員会において企画された。

このような無意識的な規範はデュルケームの指摘する機械的連帯の特徴に重なる。もう一度、デュルケームによる機械的連帯の説明の一部を引用して確認しよう。

現実に諸信念や諸慣行は、それら〈集合意識〉が確定していればいるだけ、個人的に多様化する余地は少ない（デュルケーム 1893=2017、pp. 260）

小宮自治会の例を見てみると規範の変化を多く見出すことは困難である。仮にあらたな企画を考えられたとしてもそれらは特定の一部人物（総務委員会）に提案されるものであり、その他の住民が合意形成に関与できるのは部長会や総会など限られた機会だけしかない。

デュルケームの言葉を借りるのであれば、このように年中行事などの所与の規範の存在は、共通の成員（三役会とりわけ総務委員会）が無意識的に共有する「集合意識」が顕在化したものととらえられる。

以上を前提とするのであれば、むしろ固定化した有機的連帯のなかでこそ、「集合意識」は温存されることができると考えることができる。その意味でデュルケームは「集合意識」が機械的連帯の条件として提示しているが、分業化した「有機的連帯」であるがゆえに「集合意識」が継承されていると考える方が妥当である。

6-3-3-2 部長にみられる輪番制、並びに重複のない人選

なるほど、前節のような特徴だけであれば、自治会は有機的連帯によって特徴づけられるのであり、機会的連帯の特徴は其中でも温存されるものであると結論付けることは容易である。

しかしながら、小宮自治会にはそれ以上に顕著な機械的連帯の特徴が存在する。それは部長の人選の在り方である。

繰り返し述べてきたが、1年交代が原則とされる部長の人選はその多くが輪番制、輪番制でなくとも重複のない人選が52部あるうちのほとんどを占めている。

このような部長の人選の仕方は、三役会にみられた個人的人間関係や、能力主義、ノウハウや経験の蓄積といったものは考慮し難いものである。

確かに、部長もまた三役会における専門委員会と同様総務委員会以外の委員を任命され、それぞれがつかさどるイベントや行事の際は実行部隊として駆り出され業務を全うすることになる。しかし、これらは1年で交代である。

これらは相互に互換可能であるからこそこのような輪番制や1年で交代の制度を維持できるのであり、これらは互いに相似な関係性であるということができる。つまり、部長以下にみられる連帯は機械的連帯なのである。

6-3-4 合意形成はいかに解釈されるか

以上を図式化すると【図3】のようになる。

これを踏まえて小宮自治会の合意形成の在り方を考察する。

まず有機的連帯がもととなった成員である総務委員会において、議案が練り上げられることになる。これらは長年役員を務めてきた成員によって提出されるため、内容は前年度の事業実績が踏襲されやすく、蓄積した経験をもとにしたものが多くなる。

静岡文化芸術大学大学院
文化政策研究科
鈴木 颯太 Sota SUZUKI

そして同じく有機的連帯に特徴づけられる三役会によって以上が審議される。この段階ではまだ、総務委員会には及ばないもののある程度の流動性の低さを保持した副会長たちによる審議である。

最終的に機械的連帯によって選ばれた最も流動性の高い成員である部長からなる部長会によって審議される。

終章 住民自治から見た今後の自治会

本研究の結論と限界

本稿は浜松市における小宮自治会を事例に、参与観察やインタビューを試み、自治会内における規範維持と合意形成の在り方を記述し、さらにそれらを菊池による機能分類を使い、また、デュルケムによる社会的連帯の概念を批判的に継承しながら分析したものである。

その中で見えてきたものは、限られた人間による安定的な議案の提示（総務委員会による発案）と審議（三役会における審議）と地域住民全体の中から網羅的に選ばれた人物による審議（部長会における審議）であると結論付けられた。

しかしながら、参照することができたのは小宮自治会によって小宮自治会の概説を扱った『町誌 こみや』と、小宮自治会の会則、数年分の総会資料、それと武富士氏、島津氏、上川氏といった自治会の中心にいるインフォーマントへのインタビュー結果と、参与観察から得られたデータなど、網羅的な資料、中短期的な事物がわかる資料に限られた。

しかし、当然ながら自治会の歴史はそれよりは長い。第2章でみたように比較的新しく成立した小宮自治会でさえ、その源流は明治期にさかのぼる。その割には、巨視的視点で詳細に小宮自治会を検証することまでには及ばなかった。例えばデュルケムは「機械的連帯」から「有機的連帯」への移行を『社会分業論』において説いているが、上記で見えてきたような小宮自治会の形式がいかに形成されてきたか詳述することはかなわなかった。

それゆえに本稿は現在、いや少なくともここ10年近くの小宮自治会の検証に留まっており、本稿の限界であることをここに記す。

そして、本稿にはもう一つの限界がある。それは、機械的連帯に特徴づけられた部長の動機付けへの言及である。本稿を部長の視座にのみのおいて読むと、輪番制やそれらに基づく自治会活動がなぜ成立しているのか、どのような動機付けで自治会の活動に臨んでいるのかは必ずしも明らかになっていないことがわかる。この点に関しては、引き続き研究の対象として取り上げていく所存である。

また、本研究は単一事例を対象とした質的調査に基づく研究であり、ひとつの理論を提供するものではあるが、本研究において導かれた結論をそのまますべての自治会にあてはめ、帰納的に自治会一般の理論を提供するものではない。

それゆえに、小宮自治会の内実を明らかにした第3章、第4章、第5章における報告・記述と、第6章における考察とその結論は、自治会の多様性の中の一つとしてここまで複雑な構造が存在しているというものを紹介するものであり、自治会という単語を一括りに政策的観点で容易に扱うことに対する警告も兼ねている。

地域自治の主体としての自治会

本稿は本稿冒頭でも述べた通りできる限り、「べき論」を排除した記述と、その分析に重きをおいて展開してきた。もちろん、小宮自治会における規範維持と合意形成は総務委員会という限られた人間のみによって導かれていると捉えることも可能であるし、またその反対に長年の経験や個人の能力が適材適所で発揮され、かつ安定的な自治が行われていると判断することも可能だろう。

しかし本稿を概ね書き終えた現段階においてもなお、そこに善悪の判断を下すこともできないし、政策的な提案をあげることもできない。

しかしながら、序章で述べた通り現代社会において今後、地域自治の主体として、自治会を無視して議論を進めることは困難である。仮に無視したとして、うまく進めることができないのは誰の目から見ても明らかである。

したがって、最低限言えることは前節で述べたことと重複するが、各自治会にみられる複雑性を一蹴するのではなく、丹念に自治会役員並びに地域住民とコミュニケーションを重ね、彼等とともに政策を捻出し考えていく姿勢が必要になるだろう。本稿がその一助となれば幸いである。

引用文献

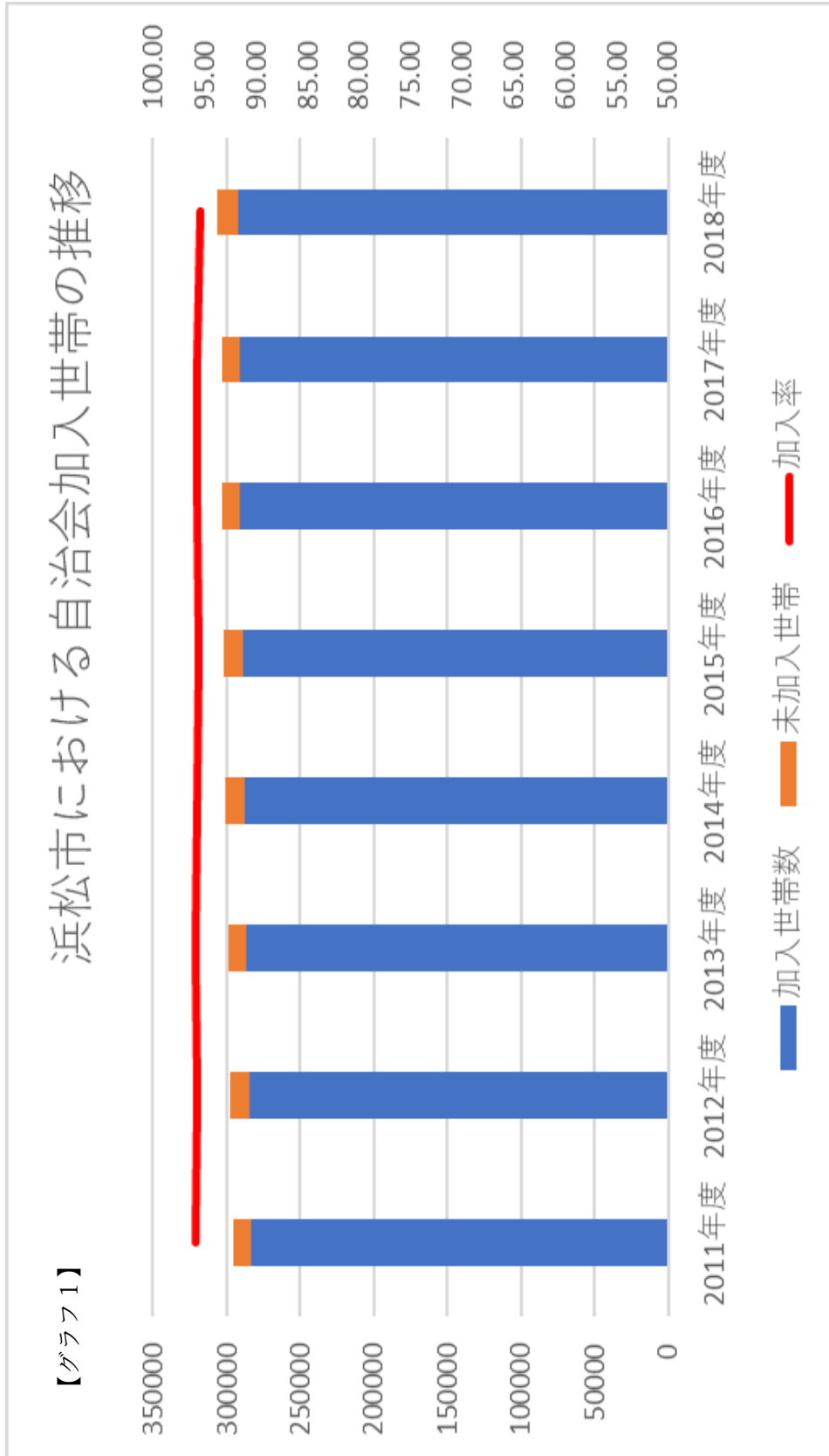
- ・ Durkheim, Èmile, De la division du travail social—Ètude sur l'organisation des sociétés supérieures, Ire éd. 1893; 7e éd., 1960. Paris, P.U.F. デュルケーム = 田原音和訳 2017 『社会分業論』 ちくま学芸文庫
- ・ MacIver, R.M, COMMUNITY, Macmillan and Co., Limited, 1917, 3rd., 1924, pp. 109-110, マッキーバー = 中久郎・松本通晴漢訳 1975 『コミュニティ』 ミネルヴァ書房
- ・ 岩崎信彦 1989 「町内会をどのように考えるか」 pp. 3-14 岩崎信彦・上田惟一・広原盛明・鯉坂学・高木正朗・吉原直樹 『町内会の研究』 お茶の水書房
- ・ 近江哲男 1984 『都市と地域社会』 早稲田大学出版社
- ・ 奥田道大 1964 「旧中間層を主体とする都市町内会」 pp. 9-14 『社会学評論』 14 卷、3 号
- ・ 神島二郎 1967 『近代日本の精神構造』 岩波書店
- ・ 菊池美代志 1973 「居住空間と地域集団」 pp. 127-150 福武直監修・倉沢進編 『社会学講座』 5、東京大学出版会
- ・ 同上 1990 「町内会の機能」 pp. 217-239 倉沢進・秋元律郎編著 『町内会と地域集団』 ミネルヴァ書房
- ・ 同上 2002 「町内会とは何か」 pp. 63-101 『帝京社会学』 15、帝京大学文学部社会学科
- ・ 小宮自治会 2007 「小宮自治会会則」 ※
- ・ 同上 2009 「第 14 回小宮自治会（法人）通常総会資料」 ※
- ・ 同上 2010 「第 15 回小宮自治会（法人）通常総会資料」 ※
- ・ 同上 2011 「第 16 回小宮自治会（法人）通常総会資料」 ※
- ・ 同上 2012 「第 17 回小宮自治会（法人）通常総会資料」 ※
- ・ 同上 2013 「第 18 回小宮自治会（法人）通常総会資料」 ※
- ・ 同上 2014 「第 19 回小宮自治会（法人）通常総会資料」 ※
- ・ 同上 2015a 「第 20 回小宮自治会（法人）通常総会資料」 ※
- ・ 同上 2015b 「小宮自治会名簿」 ※
- ・ 同上 2016 「第 21 回小宮自治会（法人）通常総会資料」 ※
- ・ 同上 2017 「第 22 回小宮自治会（法人）通常総会資料」 ※
- ・ 同上 2018 「第 23 回小宮自治会（法人）通常総会資料」 ※
- ・ 小宮町町誌作成委員会 2014 『町誌こみや』 小宮自治会 ※
- ・ 鈴木榮太郎 1940 『日本農村社会学原理』 時潮社
- ・ 同上 1957 『都市社会学原理』 有斐閣
- ・ 玉野和志 1993 『近代日本の都市化と町内会の成立』 公人社
- ・ 鶴見俊輔 2001 『戦時期日本の精神史』 岩波現代文庫
- ・ 鳥越皓之 1994 『地域自治会の研究』 ミネルヴァ書房
- ・ 同上 2008 『家と村の社会学』 世界思想社

- ・中川幾郎編 2011『コミュニティ再生のための地域自治のしくみと実践』学芸出版社
- ・中川剛 1980『町内会』中公新書
- ・中村八朗 1990「文化型としての町内会」pp. 62-108 倉沢進／秋元律郎編著『町内会と地域集団』ミネルヴァ書房
- ・新潟市「安心安全の土台がしっかりしてます！」
<https://iju.niigata.jp/gatapra/data/381> 2018年12月3日閲覧
- ・浜松市 1968『浜松市史』三、浜松市
- ・同 上 2012『浜松市史』四、浜松市
- ・同 上 2016『浜松市史』五、浜松市
- ・浜松市自治会連合会 2010「平成22年度自治会加入率」
- ・同 上 2011「平成23年度自治会加入率」
- ・同 上 2012「平成24年度自治会加入率」
- ・同 上 2013「平成25年度自治会加入率」
- ・同 上 2014「平成26年度自治会加入率」
- ・同 上 2015「平成27年度自治会加入率」
- ・同 上 2016a「平成28年度自治会加入率」
- ・同 上 2016b『創立65周年記念誌』浜松市自治会連合会
- ・同 上 2017「平成29年度自治会加入率」
- ・同 上 2018「平成30年度自治会加入率」
- ・安田三郎 1977「町内会について」『現代社会学』7、講談社

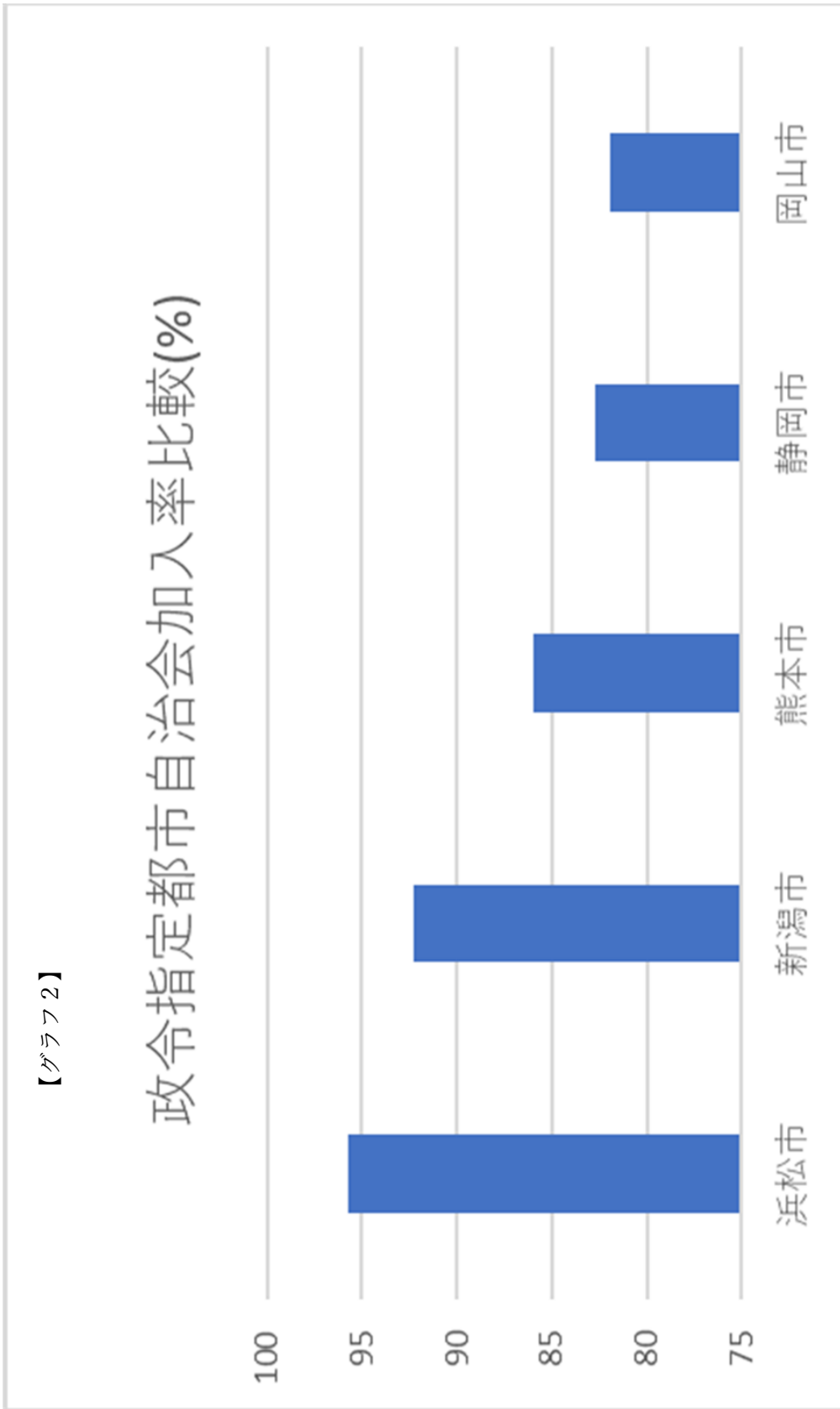
※「小宮」と記載されたものは個人情報保護等のため仮名を用いたものであるが、本来「小宮」の箇所には実際の小地名が該当する。

参考文献

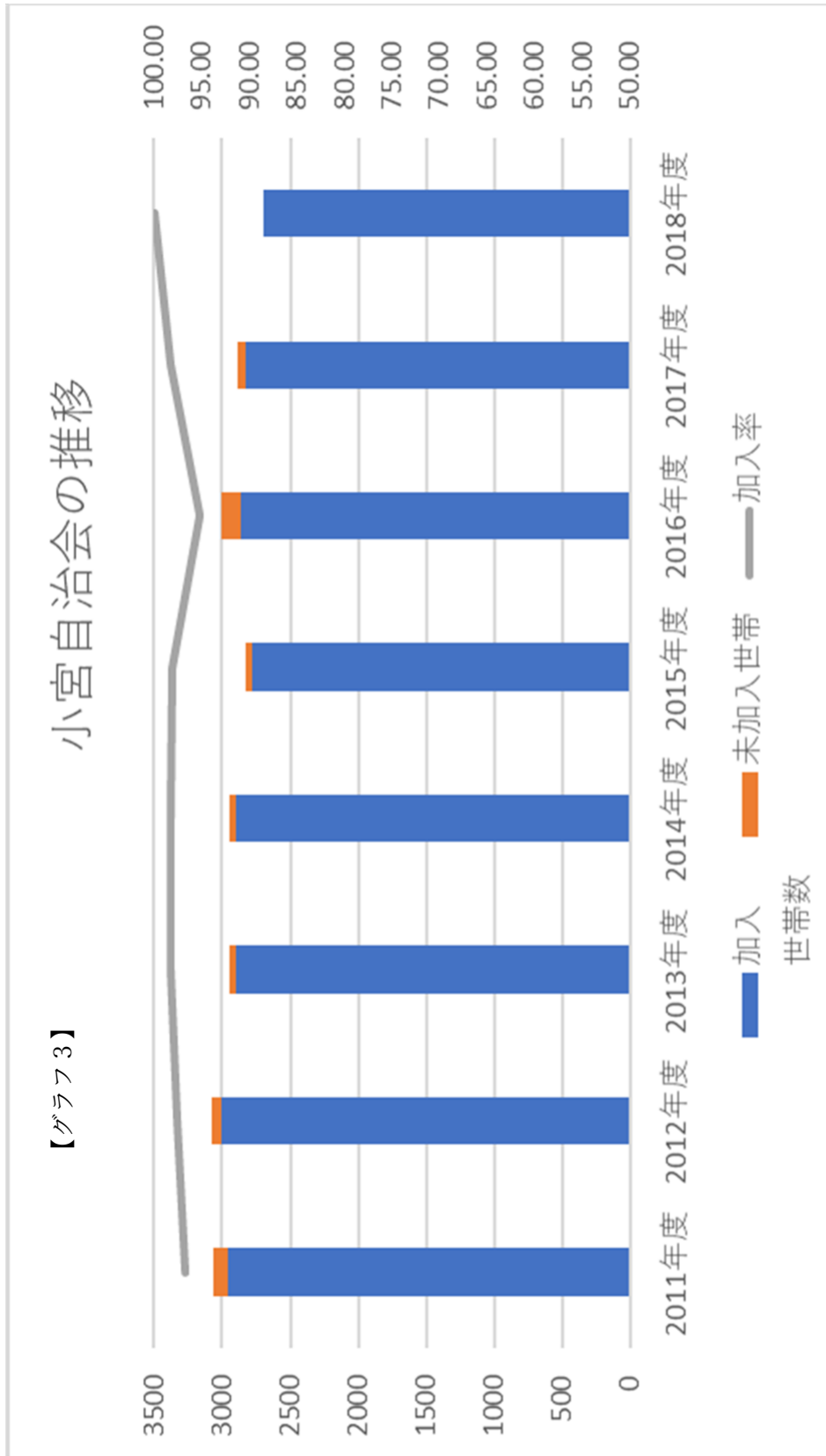
- ・紙谷高雪 2015『“町内会”は義務ですか？』小学館新書
- ・同 上 2017『どこまでやるか、町内会』ポプラ新書
- ・辻中豊・ロバート・ペッカネン・山本英弘『現代日本の自治会・町内会』木鐸社
- ・中田実 1993『地域共同管理の社会学』東信堂
- ・溝口正 1975『自治会と神社』すぐ書房



(浜松市自治会連合会 2011)、(浜松市自治会連合会 2012)、(浜松市自治会連合会 2013)、(浜松市自治会連合会 2014)、(浜松市自治会連合会 2015)、(浜松市自治会連合会 2016a)、(浜松市自治会連合会 2017)、(浜松市自治会連合会 2018) より筆者作成



(新潟市 2018) 「安心安全の土台がしっかりしてます！」 <https://iju.niigata.jp/gatapra/data/381> [2018/12/3 閲覧]より筆者作成



(浜松市自治会連合会 2011)、(浜松市自治会連合会 2012)、(浜松市自治会連合会 2013)、(浜松市自治会連合会 2014)、(浜松市自治会連合会 2015)、(浜松市自治会連合会 2016a)、(浜松市自治会連合会 2017)、(浜松市自治会連合会 2018) より筆者作成

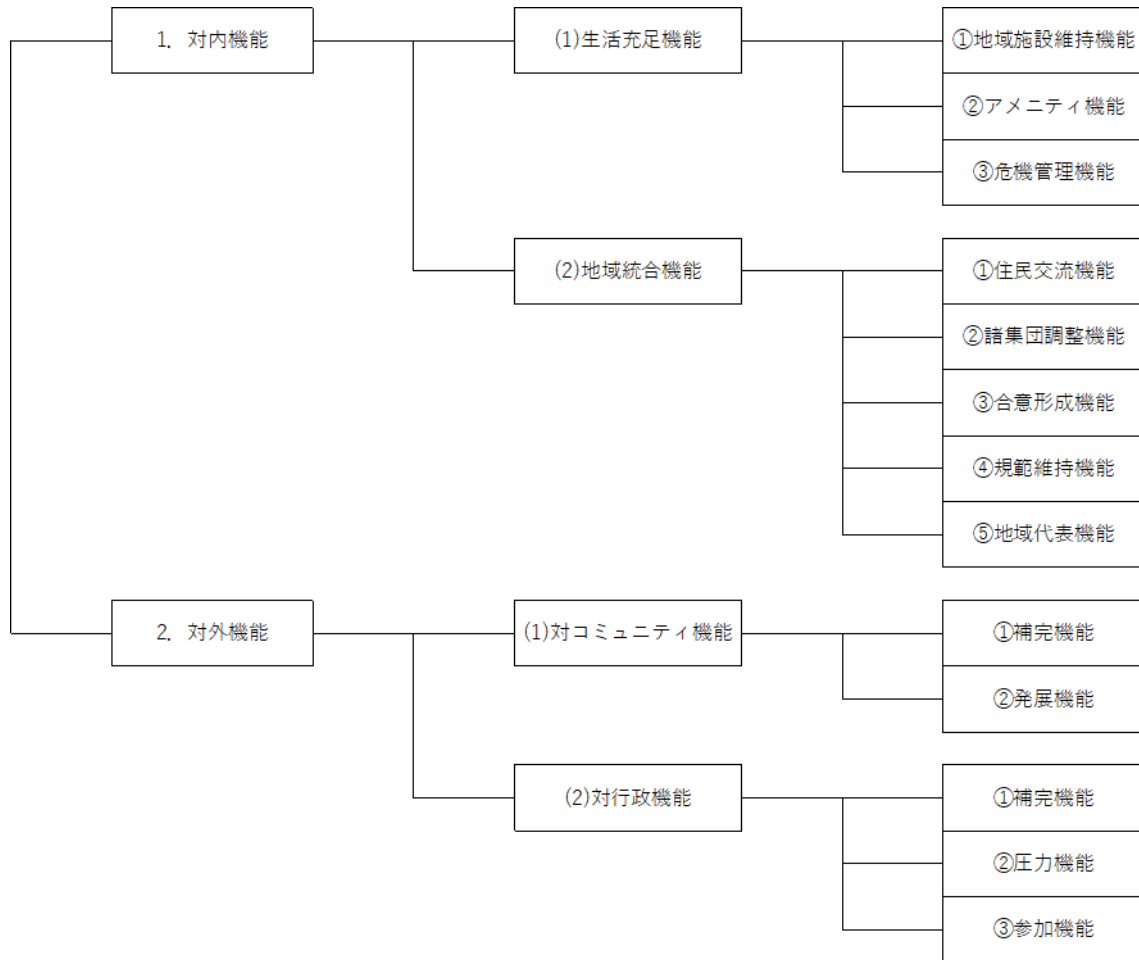
【グラフ4】

浜松市と小宮自治会の加入率推移の比較(%)

【グラフ1】

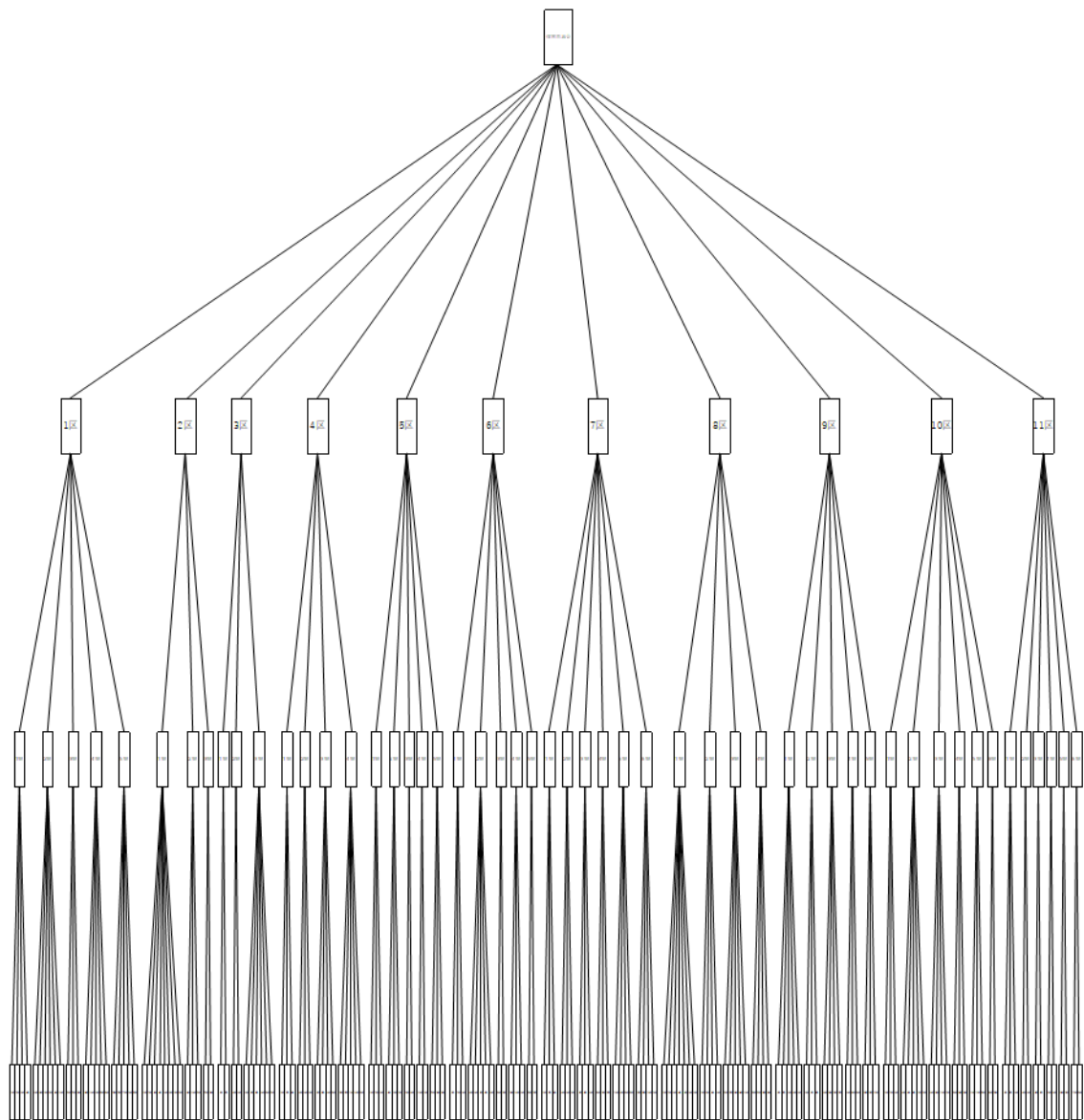


【図1】 菊池による自治会の機能分類



(菊池 1990、pp.223) より引用

【図2】小宮自治会組織図



区が 11 区、部が 52 部、組が 120 組存在する

(小宮自治会 2015b) より筆者作成

【図3】 小宮自治会にみられる有機的連帯と機械的連帯

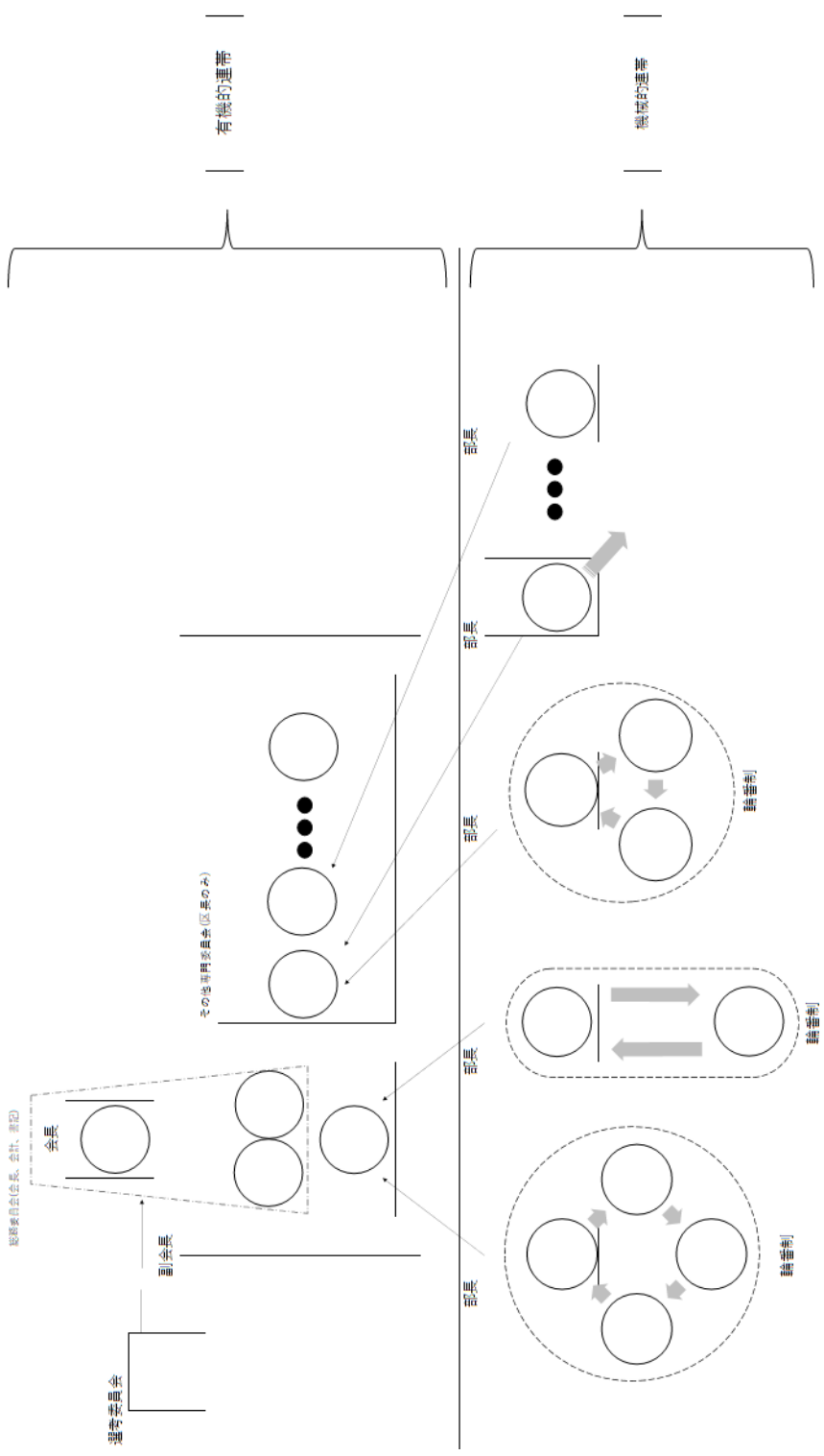


図3

【表1】 小宮自治会三役会役員の更替（区別）

年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
	A年度	B年度	C年度	D年度	E年度	F年度	G年度	H年度	I年度	J年度
自治会長	A1									A11
1・2区	A2			D1				H1		
3・4区	A3			D2	F1					J1
5区	A4	B1		D3				A4		J2
6区	A5				F2					J3
7区	A6	B2	C1							
8区	A7			D4						J4
9区	A8			D5						J5
10区	A9					F3				J6
11区	A10	B3		D6	E1	B3				J7
会計	A11									D4
会計	A12									
書記	A13									

(小宮自治会 2009)、(小宮自治会 2010)、(小宮自治会 2011)、(小宮自治会 2012)、(小宮自治会 2013)、(小宮自治会 2015a)、(小宮自治会 2016)、(小宮自治会 2017)、(小宮自治会 2018) より筆者作成

【表2】

小宮自治会三役会役員の変遷（専門委員会別）

	2009年度 A年度	2010年度 B年度	2011年度 C年度	2012年度 D年度	2013年度 E年度	2014年度 F年度	2015年度 G年度	2016年度 H年度	2017年度 I年度	2018年度 J年度
自治会長	A1									A11
総務（書記）	A13									
総務（会計）	A12									
総務（会計）	A11									D4
総務	A5	A9		C1						
総務	A4	A3		D1			D4			
道路	A3	A5				F2				J3
防災	A2			D5						J6
文化	A7			D4			H1			
環境衛生	A8			D2		F1				J2
交通防犯	A9	B1		A9		F3				J1
男女共同参画	A10	B3		D6	E1	B3				J7
体育	A6	B2		D3					A4	J4
書記補	—	—	—	—	—	—	—	—	—	J5

（小宮自治会 2009）、（小宮自治会 2010）、（小宮自治会 2011）、（小宮自治会 2012）、（小宮自治会 2013）、（小宮自治会 2015a）（小宮自治会 2016）、（小宮自治会 2017）、（小宮自治会 2018）より筆者作成

【表3】 小宮自治会部長役員の変遷

区	1区					2区					3区				
	1部	2部	3部	4部	5部	1部	2部	3部	4部	5部	1部	2部	3部	4部	5部
2015年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2016年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2017年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2018年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

区	4区					5区					6区				
	1部	2部	3部	4部	5部	1部	2部	3部	4部	5部	1部	2部	3部	4部	5部
2015年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2016年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2017年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2018年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

区	7区					8区					9区				
	1部	2部	3部	4部	5部	1部	2部	3部	4部	5部	1部	2部	3部	4部	5部
2015年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2016年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2017年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2018年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

区	10区					11区				
	1部	2部	3部	4部	5部	1部	2部	3部	4部	5部
2015年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2016年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2017年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2018年度	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

●は名簿と総会資料から同定できた部長（重複なし）
○は名簿と総会資料を照合した姓名字から同出部だと推測できた部長（重複なし）
■は名簿と総会資料から同定できた部長で4年間同一人物
○は数字は名簿と総会資料から同定できた部長（同じ数字において重複）
*は名簿と総会資料の照合から特定できなかった年
着色部分は集合住宅や家などを指す

（小宮自治会 2015a）、（小宮自治会 2015b）、（小宮自治会 2016）、（小宮自治会 2017）、（小宮自治会 2018）

資料1 トランスクリプト1 [T1]

インフォーマント・・・武富士氏(2017年度小宮自治会会長、男性)

聞き取り・・・2018年3月20日(火) 14:00-

場所・・・小宮会館 大会議室

[① 自治会長をやめたきっかけ]

鈴木：自治会長をやめることになった理由、お電話でも伺いましたけど。

武富士：もう長くやってるから…。

鈴木：12年？

武富士：12年。12年もやってるから…。結果的にはね、定年制を作ろうと。

鈴木：なるほど。

武富士：そういうあれ、雰囲気になって、自治会長は2期、3期までだと。それ以降はやるべからずとって、そしたら「私が一番最初に当てはまるから、やめましようという」のが結果的です。12年やったからね。

ちょうど今年が改選時だから、うん。まえまえから私言ってたの、今回もう改選時で、他の人がやってくれと。それでおれも身体は調子悪いで、で、「(上川さんに次期自治会長を)やってくれる？」っちゅったから、「やめましよう」ってことになったの。

[② 自治会長の定年制に上限を設ける]

鈴木：その定年制を作ろうっておっしゃったのは誰ですか？

武富士：三役(自治会三役)だよ。三役会でね、みんなで「そうしましよう」と。そんでなければね、いつまでもやってると、やる人んないのよ、自治会長を。そう、そういうあれをせなきゃ。

どっかで区切りをつけて、「自治会長は2年3期までだ」と。ね、それ以上はやるなど。それと75歳以上になったらやめなさいと。はっはっは(笑)。ね、なんかどっかで区切りをつけないと、いつまでもだらだらやってるとさ、あとやる人んないのよ。「そんな長くやらにゃあいかんのか」ってなっちゃうじゃん。

鈴木：確かに、なるほど。

武富士：そういうあれ。

鈴木：そしたら、普通だったら何年で切り替わるんですか？

武富士：2期。1期2年。1期2年だけど、「再任はさまたげない」だもんで。

鈴木：なるほど、じゃ「再任に制限を設けよう」ってことですかね。

武富士：うん？

鈴木：「再任に制限を設けよう」ってこと？

武富士： そうそうそう。3期までだと。3期までにしようと。そいで75歳以上はダメだと。73でさ、自治会長なると75んなるじゃん、2年だもんだで。そうすりゃ、それで終わりだよ。どっかで線を引かなきゃさ。まとまっていかないよ。

〔③ 12年間自治会長を続けた理由〕

鈴木： じゃいままでこうやって再任で12年間やってこられたと思うんですけど、その理由ってほかにやってくれる人がいなかったからってことですか？

武富士： うん、結局いないだよ。いなかっただよ。「またやりゃあいいじゃないか、やりゃあいいじゃないか」で結局だらだらなっちゃって、私が意思表示せなかったのが悪だよ、「俺はもうやめるよ」というあれをせなきゃ。

鈴木： でもご自身も結構積極的にやられてたじゃないですか。

武富士： そうだよ。

〔④ 次期自治会長の指名〕

鈴木： なるほど。ちなみに新しい自治会長は…。

武富士： 上川さんって方だよ。上川さんだよ。

鈴木： 上川さんって何かもうすでに役職をやってらっしゃいましたっけ？

武富士： 副会長。会計やった。

鈴木： 会計。ちなみにこの副会長だった方の、次期自治会長になるっていうのは、どうやって決められたんですか？

武富士： 私ん指名しただよ。

鈴木： なるほど。指名。

武富士： 私が「上川さんやってよ」って言って、「次にやる人がいないから」、したら上川さん「なんで俺んやらにやあいかんだ」っちゅう話になっただよ。

鈴木： なるほど。

武富士： 単純だよ。

鈴木： 上川さんの反応としては？

武富士： 「いいよ」っていう感じで。

鈴木： 「いいよ」っていう感じで。

武富士： やらざるを得ないだよ、一緒にやってきただからやあと。知ってる人んいないじゃん、そいでなけにやあ。

鈴木： なるほど。そうですね。

〔⑤ 自治会三役の大幅改変〕

武富士： で、結果的には三役が5人変わるだよ今度ん。

鈴木：ああそうなんですか。

武富士：うん。副会長が

鈴木：副会長が5人変わる…。

武富士：5人変わるだよ。

鈴木：もともと副会長って11区あって、その上の方ってことですよ。

武富士：そうそうそう。その11区の中の代表が出てたわけじゃん。各区からね。

鈴木：副会長自体は13人いましたっけ？

武富士：うん？

鈴木：副会長自体は13人でしたっけ？

武富士：副会長13年はやってるのはいないよ。

鈴木：13人。

武富士：13人。うん。

鈴木：その11区の…もう二人いるわけですよ

武富士：会計。会計と書記。会計が二人いるだもんで。

[⑥ これから自治会にどうかかわるか？]

鈴木：わかりました。そしたらその、そうですね。今、自治会長おやめになるってことなんですけど、今後もう自治会には関わることはないですか？

武富士：顧問として残るよ

鈴木：顧問。あああ(自治会名簿冒頭ページの)下にあった…。

武富士：顧問。

鈴木：顧問って具体的に…

武富士：顧問っちゅやあ、顧問っちゅあ相談役と似たようなもんだよ。あれだよ、相談役より一つ上だよ。顧問っちゅうのは。

鈴木：相談役って、議員さんでしたっけ？

武富士：議員さんともう一人。

鈴木：ああそうですか。そのもう一人の方は…別に。

武富士：やめない。

鈴木：やめない。えっと、議員さんではなくて…。

武富士：一般の人。

鈴木：一般の。では、顧問の方っていうのはもともと自治会関係…。

武富士：いやあ自治会長だよ。いままで自治会長、あの、顧問というのはみな自治会長をやったものん顧問になるの。この間一人亡くなったもんで、それでそこに今度私ん入るわけじゃん。

〔⑦ 顧問という役職〕

鈴木： ちなみに顧問の方が、活躍する場というか…あの関わる場ってどういう場何ですか？

武富士： 関わることは、何か行事やるときの相談役だよ。

鈴木： 行事やるときの。

武富士： 行事やるときの相談役。

鈴木： 例えば今までどんな相談があったんですか？

武富士： 夏祭りやるとか、浜松まつりやるとかそういうののあれだよ。

鈴木： 困ったこととかですか？

武富士： 困ったこととか、こういうことやるで意見をくださいという、ご意見番だよ。

別にそれで言ったからって、やめるとかやらないとかなっちゃうじゃないだよ。

鈴木： はあ。

武富士： うん、ご意見番だよ。だんで、あのあれだよ、補助、補助、補助的なあれよ。

鈴木： なるほどねえ。

武富士： うん。

鈴木： そしたら、自治会での意思決定には直接かかわってない。

武富士： 関わらない。

鈴木： なるほど。意見というか…。

武富士： 相談があれば、あの、「こういうことやりたいでどうだ」って相談があれば、相談にのるだけ、そいでなげにゃあ、あと自治会の法で決めたのあとそれで右ならえになるだよ。

鈴木： じゃそれに武富士さんも入ると。

武富士： そう。

〔⑧ 町誌作成とソーラーパネル設置〕

鈴木： 前回は伺ったことではあるんですけど、重なる部分も多くあると思うんですけど、もう一回改めてより深く聞けたらいいなと思うんですが、今までのご経験、自治会長就任12年ですよね。いままで具体的に印象に残ったことって具体的にどういうことがありますか？

武富士： そうだねえ。一番あれは、結果的には町誌を作ったことだな。

鈴木： ああなるほど。今日持ってきました。〔町誌を取り出す〕

武富士： そう、その作成したのが一番あれに残ってる。それで私ん一番（印象に）残ってるのは、町誌と町旗を作ったことだよ。

鈴木： ああ、前おっしゃってましたよね。

武富士： それともう一つ大きなのは、会館の屋根に…。

鈴木： ソーラーパネル？

武富士： ソーラーパネルをつけたんだよ。これが大きな事業だよ、私の。

〔⑨ 自治会の変化〕

鈴木： なるほど。まあそうですね、12年間いろいろやってらっしゃったってことで地域を見てきているわけですよね。何かこう…地域全体に変化とかがあってありました？

武富士： んー、まあ私がやりだしてから周りの人たちの自治会への理解はできてきたね。

鈴木： どんな感じですか？具体的に。

武富士： どんな感じってかな、何かやることに對しみな協力してもらえるように。

鈴木： へえ。もともとはそんなに協力的ではなかったんですか？

武富士： んー、割合にバラバラだったいね。「私がやるで」って言うとみんな「やってくださいよ」ってなっちゃうで、同調してくれただよ。この本（町誌）作るのだからそうだよ。

〔⑩ 町誌作成に関して〕

鈴木： （町誌を作成する）きっかけは武富士さんですか？

武富士： うん。私ももう一人他の亡くなった相談役があつた「小宮を残していくになんかやらにゃあだめだぞ」っていうに、それでこれを作ったじゃん。

後輩になんか残していかないといかん。「小宮はこういうとこだよ」とみんなに知ってもらわなきゃ。語り草にしてもらわなきゃ。

鈴木： そうですね。

武富士： ただ語り草じゃ分からんもんで「こうに本になっているじゃないか」って見てもらえばわかるもんで、ね？

〔⑪ 出身と経歴〕

鈴木： えっと、お歳が今年で80？79？

武富士： 79。誕生日くりゃあ80。

鈴木： となると、これ町誌の年表になるんですが、お生まれが1930…。

武富士： 37かな。

鈴木： はあ。

武富士： なんで（だから）、誕生日くりゃあ80だよ。7月ん来て、7月生まれだもんで（だから）。

鈴木： 前もおっしゃってましたけど、もともところらでお生まれに？

武富士： そうだよ。

鈴木： で…。

武富士： ここで生まれてここで育つてだよ。

〔⑫ 副会長時代〕

鈴木： で、実際に自治会に関わるようになったのは30年位前とおっしゃってましたっけ？

武富士： そうだな、30年位前だえな…30歳のときかな。本当に自治会の副会長をやったのは約30年だな。

鈴木： まず副会長…。

武富士： 副会長を2期やっただもん。

鈴木： 副会長になったのはじゃあ何年くらいですかね19…。

武富士： 17年だもんで、14年かな。

鈴木： 14年。

武富士： 平成14年にやったからやりだいたじゃないかと思う、副会長を。

鈴木： 平成14年から。

武富士： そう。

〔⑬ 小宮地域に関わったこと〕

鈴木： それ以前に、何かこう町に関わってきたことはありますか？

武富士： 関わってきたことは、いくらでもあらあ。それこそあれだよ、小宮をみんなであれせよ(盛り上げよう)ってことで、ソフトボールクラブを作ったりさ、そういうことをやってただよ。

鈴木： ソフトボールクラブ。

武富士： うん。

鈴木： それ、いくつくらいのときですか？

武富士： 30代くらいのときだよ。

鈴木： 30代。30代って言うと50年位前？

武富士： そうだよ。副会長の前だもん。

鈴木： お祭りとかも…。

武富士： お祭りは…お祭りは私、何年なるだいなあ〔町誌を見返す〕何年なるかな。子供会の会長やってる頃にやりだいたもんで、そのときにあれだもん、屋台作っただもん。

鈴木： あー。

武富士： それが浜松まつりの小宮の凧の、屋台の始まりだもん。

鈴木： 子ども会の会長ってっされてたんですか？

武富士： 私はそんな目立つことはやりたくないだよ。

鈴木： でもやってらっしゃったんじゃないですか？

武富士： 地元のね。部の。部の子ども会の部長をやってただよ。会長じゃなくて部長。

鈴木： それは何歳の時ですか？

武富士： それん 35 ぐらいのときじゃないかな。

[15 経歴]

鈴木： ふうん。なるほど。自営業で働いてらっしゃったんですよね。

武富士： そうだよ。自営業であれだよ、あるときに、そうだなあの仕事やりだいたのは、その前にあれだもん、俺。土建屋やってたもんで。

鈴木： ど、土建屋？

武富士： ええ、土建屋。やって…やってたちゅうんじゃないけど、友だちと二人でやりだいて、ほいで、それからがあれだん、俺ら、一番若いときにやああれだもん、自動車運転教習所の指導員やってたもん。

鈴木： ああそうなんですか。

武富士： 教習所の。

鈴木： ああそうなんですか。それは何歳くらいまで？

武富士： あれはいくつだ？二十歳くらいか。

鈴木： 二十歳前後？

武富士： うん。

鈴木： そのあと土建屋で…。

武富士： そのあと土建屋。

鈴木： そのあと機械でしたっけ？

武富士： そのあと、土建屋やってから何をやっていただいな…。土建屋やめて、土建屋やめてから、市議会議員へ立候補しただよ。

鈴木： ああそうなんですか。

武富士： おん。そいで落選してから「何しましょう」になって。それであれだよ、電機屋やりだいただよ。

鈴木： ふうん。じゃあ、ずーっと、お仕事に関してもこの小宮で…。

武富士： そうだよ。

鈴木： 1回も外に出たりは？

武富士： してないよ。

[16 小宮自治会の役員の構成]

鈴木： なるほど。分かりました。ふうん。まあそんな感じで。すでにお聞きしてます

けど、今、その区長さんとか含めて、自治会に対してどういう向き合い方をして
おられますか。

武富士： 何？

鈴木： 自治会。

武富士： もっと若い人たちが自治会というのをやってくれにゃあいかなだよな。

鈴木： 結構、ご高齢の方が多くですかね…。

武富士： みな、結局、退職した人たちを狙ってやってるわけじゃん。「あの人もう退
職したで、自治会の役員をやってくれるじゃないか」って、ね。だから、50代く
らいの人が自治会の役員をやらなきゃ、あれは、自治会は育っていかないよ、う
ん。60、70代の払い箱の人がやってたじゃあ。いいことはできんよ。

鈴木： なるほど。分かりました。

[⑰ 合意形成のプロセス]

鈴木： へえ。分かりました。はい、じゃですね。次に行きたいんですけど、改めて、
あの確認を、自治会ではどのようにしてものごとを決めているのかっていうこ
とで。

武富士： これはね、全体の意見を出して、三役会でまず総務部(=総務委員会)あるじ
ゃん。

そこで意見を出して、そいで三役会に意見をかけて、「みんなこういうのやりた
いけどどうだ？」って相談して。それで、部長会にかける。部長会の承認がな
いとやるこたできないもんで。そういう流れになってる。

鈴木： まず、「こういうふうにしてほしい」っていう意見は…。

武富士： 俺ん、それやってる。

鈴木： あ、武富士さんがですか。うんうん。じゃ何か提案するのは…。

武富士： 俺が全部提案してる。

鈴木： 武富士さんが提案すると。

武富士： だって、提案する人ないだもんだで。それんないと進歩んないじゃん。「こ
ういうことダメになったでこれどうする？」、この机とかもそうだよ、「机、ダメ
になったで変えるか」つって言ったらそしたら「変えましょう」って、言う人ん
ないだもんで。そのくらいだもんで。俺ん全部やってきただよ、うん。今度の会
館の(小宮会館の)管理人決めるのもそうだよ。そんな状況だもんで。

鈴木： ふうん。

武富士： 「会長きめりゃいいじゃないか」つって、「なんで俺ん決めるだ、みんなで
決めるにきまつてるじゃないか」って。

鈴木： じゃまず、武富士さんが三役会で提案します。

武富士： 総務委員会。

鈴木： あっ、総務委員会か。

武富士： 総務委員会でみんなで議論して、それを議論したのを三役会にもってください。

鈴木： その次に部長会。

武富士： その次に部長会にもってください。

〔18 ソーラーパネルの設置〕

鈴木： この間、お伺いしたときはソーラーパネルでしたっけ？結構時間がかかった？

武富士： 3年かかった。

鈴木： あの時のことをもう少し詳しくお伺いしたいんですけど。まず、ソーラーパネルの話が誰…。

武富士： 町民から。

鈴木： 町民から、で。

武富士： ある町民から来て。「自治会長、自治会もソーラーパネル付けない？」つつって、「そりゃあ付けてもいいなあ」つう話でさ、そしたら「私 50 万出すで、つけたらどう？」ちゅうもんで、「50 万だすならいいかなあ」と思ったらさあ、いろいろみんなに話をしたら、「そんなもん付けんでもいい」ちゅうって、1 年間はポシャんなっちゃっただよ。三役会で。

鈴木： 三役会で。

武富士： おう、「そんなの付けんでもいい」ちゅうって、で2年目になったら、またその人「どう、今度はやる？」っていうもんで、今度はその人が「100 万出す」ちゅうだえ。

ほんで今度3年目のときにやあ「武富士さん、半分出すでやんなよ」ちゅうって、そうやって言ったら「そんな 300 万も出してくれる人があるだか？」ちゅうもんで「自治会で半分出しゃあいいだで、電気料、利子、自治会で農協に積んどいても 200 万、300 万積んどいたって、1 年積んどいたって、10 万にもならん」ちゅうったの、そうすりゃ「太陽光つけりゃ月に 2 万くらいあるだで、年間 20 万くらいの利子はつくで、そんないいこたないじゃないか」って言ったの。

そしたら「そんななるだか」って、「計算してみろ、計算は計算だでやってみろ」つつって、そういう話でそれでやるようになっただよ。それで、その人が 250 万すつと現金でくれただよ。うん。「それでみんなびっくりしてさ」、「武富士さん、ようやったなあ」ちゅうもんで、「やるに決まってるじゃないか」って、「ちゃんとそういう下準備してやることなってるだよ」ちゅうって、そんでその人がポンと自治会へ寄付してくれただよ。

鈴木： ふうん。

武富士： それは自治会の総会の時に出してくれただよ。そのくらいだもんで。「武富士さんがやるなら応援するでやってよ」ちゅって、それであれだもん、やっただもん。今いくら、40…私らんとき1キロ44円だかで買ってくれるっちゅうもんだで、やっただよ。今、20いくらだもんな。そんな感じだよ。

鈴木： すみません。まず、総会があるじゃないですか。この総会のメンバーっていうのは…。

武富士： 総会のメンバーっちゅうのは町民全員じゃん。

鈴木： 全員がいるってことですよね。

武富士： 全部町民で、あれもらって、委任状もらって。

鈴木： そしたら総会があって、その次に三役会にかけるんですか？

武富士： いや、三役会でかけたのを総会でかけるじゃん。

鈴木： 分かりました。まず三役会が入って、その次に部長会にかけて…。

武富士： 部長会にかけて、そんな次に総会にもってくじゃん。

鈴木： そうですよ。そうですよね。分かりました。

武富士： そこで部長会で「自治会じゃだめだよ」って言われりゃあ、また振り出しに戻るじゃん。

鈴木： なるほど。

武富士： 俺は「やめさしちやだめだ」っていわれりゃ、そうなるじゃん。

だって、選考委員会があるもんで、選考委員会で「ダメだよ」っちゅわれりゃそれまでじゃん。

鈴木： そうですね。

武富士： まあ、そんな感じだよ。

[19] ソラーパネル設置までの経緯の確認]

鈴木： じゃ、まず三役会にかけるんですね。

武富士： そう。

鈴木： その次に部長会にかけて、総会にかけると。ソーラーパネルの時ってまず、どこでとん挫したんですか？

武富士： 三役会かけたじゃん。

鈴木： 三役会で、ま、1回目がダメだった。

武富士： で、部長会にかけて部長会で承認もらって、そいであの総会で承認もらっただもん。

鈴木： なるほど、最初、「おっしゃった」っておっしゃったんですけど、最初止められたのはどこですか

武富士： それは三役会じゃん。「そんなもの付けんでもいい」ちゅう話だもん、「そんなもったいないもの付けんでもいい」ちゅうだもん。

鈴木： で、2回目というのは、また三役会で。

武富士： また三役会にかけて、「おい、350万出してくれるで付けようじゃないか」ちゅうもんで、それをつったじゃん、それで何とかのんだじゃん。「そんな金、誰ん出すだちゅう話で」、「篤志家んだいてくれるだもんだで、誰でもいいじゃないか」って。「まずもらった時に発表するよ」つつって。

鈴木： じゃあそのあとの部長会、総会は通ったってこと…。

武富士： 通っちゃっただよ。部長会通っちゃっただよ、うん。

〔20〕 決議の方法

鈴木： ちなみにその「通る」ということに関して詳しくお聞きしたいのですが。

武富士： 「通る」ちゅうのは「賛成ですか？賛成でないですか？」で、決をやるじゃん。

鈴木： えっと、多数決ですか？

武富士： そう。

鈴木： 三役会も多数決ですか？

武富士： 三役会は意見出しあって、「それじゃあやろう」とかどうとか意見が出るからさ、それじゃあそうします。って。

鈴木： じゃあ、三役会は多数決ではない？

武富士： まあ多数決だよ。どっちかつちゃ。

鈴木： 最終的には。

武富士： 多数決だよ。

鈴木： 全会一致とかではない。

武富士： 全体ではない。俺ん、なし崩ししちゃったもんで、「350万だいてくれるならやるか」ってなっただもん。ね、「それだけ金出してくれるひとはないで、350万で自治会で150万だして500万で、150万の利子で毎月2万円くれるところあるか？」って。そういう話したじゃん。ね。150万自治会で積んどいたって、年に100円か200円じゃん。ね。だから、「150万捨てたつもりで作りましょう」つつって、「毎月そうすりゃ2万円ずつ利子が来るだから」、って「そういう計算みんなは出来んだか？」つつって。

鈴木： ちなみに部長会だとか総会で議論になったことはありましたか？

武富士： あったよ。「何キロ発電するだ？」、「いくらで売れるだ？」っていうの。だで俺は、ちゃんとメーカーで調べて、「本体がこれだけだから、1日の日照時間これだけだから、これだけ発電するでこうだ」って、全部出いただもん、データ

を。メーカーと一緒に。あくまでもこれはデータだっっちゃうもんで。現実じゃないよっちゃうの。で、ここんそばの日照時間も全部計って、「何時から何時が一番いい」とか、全部やるだもん、メーカー来て全部やっただもん。

鈴木： じゃあ、ソーラーパネルの件に関しては、まず三役会で提案して、意見を出し合って、多数決で決めると。

武富士： そう。

鈴木： で、部長会でも、総会でも同様のことを繰り返していくと。

武富士： 総会の場所で、その人が現金を贈呈してくれただもん。

鈴木： あ、そうなんですか。

武富士： そうだよ、そういうセレモニーやっただもん。総会の席で、寄付してくれる人がちゃんと現金もってきて、ほいで私にくれただもん。

[②① 継続した提案]

鈴木： じゃ、そういう提案は。

武富士： いや、俺やってるんだけどさ、いいあれが、充電、バッテリーがないもんで。まだ。これというのが。本当は、今年つけたかっただよ。設置をしたかっただよ。そうすりゃ、夜も使えるだに、その夜はさ、バッテリーでやりゃあさ、今度は少なくなるじゃん、昼間は充電してさ残りを、売りゃあいいだもん、そうすりゃあ自給自足もできる。それをやろうと思ってる。いいバッテリーがないっちゃうか、充電設備が。まだ。

鈴木： ちなみにそういう意見っていうのは顧問になっても発信されるんですか？

武富士： 発信するよ。「おう、やれよ」ちゅって。

[②② 町誌作成に関して]

鈴木： なるほど。会則に関しては。そしたらじゃあ、せっかくなので郷土資料(『町誌 こみや』を取り出す)。まあこちらに関して、最初にお話をちらっとお伺いしたのですが、『町誌 こみや』の作成には、どういうふうにかかわったのですか？

集まって、これを編纂することとやってらっしゃったってことですよ
ね？

武富士： まあ、これを作ったからと言って何も変化はないよ。もう、皆さんに読んでもらわないかんだもん。

鈴木： まあ、変化はないとおっしゃいますけど、最後のところにね、いろいろ編集に関わった方が写真とかで載っていたりとかするじゃないですか。こういう方々っていうのは、みんな有志ですか？

武富士： 有志だもん。

鈴木： 何か、お互いに友人関係とか？

武富士： この衆らみんな有志だもん。友人関係はないだよ。

鈴木： 友人関係ではない。

武富士： ものごとを知っている人たちをね、(町誌に載っている写真を指差しながら)
この人は学校の歴史の先生だし、この人はもと小宮の古い人だし、これが今度の
自治会長(=上川氏)だし。

鈴木： ああ、この方。はいはい。わかりました。

武富士： これが桜井さんでさ、小宮のある程度古い人たちを皆入れてるだ。

鈴木： はあはあなるほど。じゃ、昔から顔見知りって感じですか？

武富士： そうだよ。

鈴木： みんなそんな感じですか？

武富士： そうだよ。全部そう。

鈴木： 全員そう。

武富士： 全部顔見知りだよ。

鈴木： 定期的に集まってこういうのをやったんですか。

武富士： そうだよ。月に一回ずつ。

鈴木： 今もうやってないですか？

武富士： もうできちゃったもん。

鈴木： できたらやらない？

武富士： やらないよ。もうできちゃったもんだで。こんど新しい衆が、この第2部を
作るようにやってもらいたんだよ。

鈴木： なるほどねえ。

武富士： ね、もう第1部はできただもんだで。これをもとにして続編を作ってもらい
たいだよ。

鈴木： これはお互いに声掛け合って集まった感じですか？

武富士： そうだよ。

鈴木： で、きっかけになったのは武富士さんと、桜井さん。なるほど。桜井さんにも
お話をお伺いしたい…。

武富士： 桜井さん死んだもん。

鈴木： もうお亡くなりになった？

武富士： もうあっち(=あの世)の方に行ってるだもん。

鈴木： あっちのほうに。

武富士： そう、あっちのほうに行ってるだもん。

〔② 島津さんについて〕

鈴木： わかりました。ちなみにもう一つお伺いしたいんですけど。島津さん、自治会
において島津さん、結構いろいろ活躍されてると思うんですけど。

武富士： 物知りだよ。

鈴木： あの方はいつからあんなに一生懸命やるようになったんですか？まあ、明日深
く聞くことにはなるんですけど。

武富士： 平成10年くらいかな。

鈴木： 平成10年ごろ。

武富士： 俺より長いもん、たぶん平成10年ごろだよ。

鈴木： なるほど。

武富士： あの人とはあ、25年くらい(自治会活動に)付き合ってるら。

鈴木： そうですね。

武富士： 自治会で、たぶん。

鈴木： ほかにもね、サークルとかにも参加されてますしね

武富士： そうだよ。やってるもん

鈴木： すごいですよね。

武富士： 小宮はああいう人がいるもんでやっていけるだよ。

鈴木： そうですね。いろいろ手順とかも、防災訓練の時とか大分知ってたみたいで。
じゃ、ちょっと明日楽しみですね。

資料2 トランスクリプト2 [T2]

インフォーマント・・・島津氏(小宮自治会副会長、書記、女性)

聞き取り・・・2018年3月21日(水) 13:00-

場所・・・小宮会館 小会議室

〔① 出身と経歴〕

島津： どの出身ですかとしてありますけど。

鈴木： どちら出身ですか？

島津： 生まれの方ですね。えっとね、私は浜名湖の近くの、今、花山というところ。
そこから、この小宮の方へまいりました。

鈴木： 何年前くらいに小宮に来られたんですか？

島津： 小宮に来たのは、うーんと私が…60年もないけど…57年前です。小宮に
来ました。

鈴木： というと、おいくつぐらいの時ですかね？

島津： お嫁に来たときね。21。

鈴木： 21歳のときにこちらに来られたと。それからもう、ずーっと…。

島津： ずーっと、この…。

鈴木： ここにすんでいらっしゃるんですね。あの、以前どこかで働いていたことって…。

島津： こちらに来てからは、えーっと、結婚してからですけど、市の水道部、それこ
そ家の近くに水道部の庁舎があったんですけど。そこで、定年まで働かせていた
いただきました。

鈴木： なるほど、それじゃ60歳くらいまで、水道部で。

島津： 浜松市水道部ね、働いてました。その前にももちろん、結婚前に働いてました
けど。

〔② 小宮自治会への参加のきっかけ〕

鈴木： 島津さんが積極的に自治会に参加されるようになったのは、どのくらいの時で
すか？

島津： 別に積極的っちゅうあれはないんですけど、まあ、あれですね女の人も自治会
へ…自治会で活動してほしいっちゅう。その前に婦人会の会長をやってたんで
すよ。そうしたら次の年のやっぱりこの、改選時、3月の改選時にその人たちが
家に頼みに来たのね。

その婦人会の会長やってた時に夏まつりの決算は婦人会が受け持ってください
いということで、それで私が会計受け持って自治会の方に報告したわけね。そう
したらまあ、うちへ勧めに来た人は、口が上手で、「しっかり会計報告がしてあ

ったから、会計をやってくれ」って来たんですよ。私もまさか自治会の仕事なんてやると思わなかったの、いつもお断りして。

だけど、何回も何回も寒いのに家に来てくれたもんだからその…とにかく「私は会計そのものはできない、家計簿しかつけていない」って言ったの。そうしたら、そこで説得されてね。「家計簿だけでいいんだから、やってくれればいいんだから」って何回も何回も頼まれて、致し方なく自治会へ入ったんです。

それで会計を、もう一人会計がいるものだから、しっかりやってくださる方がね。で、それこそ収入の出し入れを一生懸命書いて、その方に渡して。

それを4年やりました。

〔③ 婦人会会長から自治会会計へ〕

鈴木： えっと、ごめんなさい、婦人会はいつからいつまでやってました？

島津： 婦人会はね。私が自治会へ入ったのは4年…平成4年かな。婦人会は1年だと思いました。

鈴木： 婦人会は1年。おいくつくらいですか？

島津： ということは…。

鈴木： 年表ありますよ(年表を取り出す)。

島津： 今何年？

鈴木： 今2018年なので…。

島津： 50ねえ、54くらいの時かな。

鈴木： 水道部で働いていらっしやった頃？

島津： そうそうそう。

鈴木： なるほど。で婦人会の会長さんをされていらっしやった。1年間。

島津： 1年。1年で交代だからね。

〔④ 自治会書記として〕

鈴木： で、そのあとに…。

島津： 2年くらいして、それであだこうだ、説得されてね。説得されて会計を手伝ったんですけど、その時にあの、書記をやってらっしやった方が亡くなられて、であと、困ったもんですから、だから自治会のことが分かっていないとその書記もできないものですからね。

で、私が書記の方へ回って、それでずうっと、永遠と…(笑)。書記っていうとほんとに、書いたり、パソコン打って、それを全部私がやってるんですけど。うん。書記ってその、雑用、庶務ね。全部。

鈴木： いろんな事されていらっしやいますもんね。

島津： やらざるを得ない(笑)

〔⑤ 自治会総会資料作成の大変さ〕

鈴木： なるほどわかりました。今までの自治会の中で大変だったことって何がありますか。

島津： 最も大変だったこと。やっぱり、この私の場合ですよ。この年度替わり、年度初めが。4月1日いつも総会やってるものですから。その時の資料作りにいつも大変です。

鈴木： なるほど、毎年、そうですね。資料作るのは。

島津： そうですね。

トランスクリプト3 [T3]

インフォーマント・・・上川氏(2018年度小宮自治会会長、男性)

聞き取り・・・2018年4月25日(水) 16:00-17:00

場所・・・小宮会館 2階 事務室

〔① 出身と小宮に来た経緯〕

鈴木： ご出身はどちらですか。

上川： 僕の生まれたのは矢代(仮名、浜松市内の小宮とは別の地域)って所です。矢代に生まれて流れ流れてここへ辿り着きました。

鈴木： ほお、矢代なんですね。どういうきっかけでこちらに来られたんですか？

上川： その町に住んでいてその場所が僕らでいうと準工業地域なんです。工場ができてもいいし、商店ができてもいいし、何でもできる都市計画区域なんです。そこは騒音や振動が激しいんです。工場のようなものができて、とても仕事をやる場所じゃないというのがあって、それでこっち小宮へ移ってきました。

鈴木： なるほど。

上川： で、僕が今住んでいるところは第一種住居地域ですから、第一種住居専用地域、第二種住居地域、都市計画区域外という、三つの分類があります。そこに建てられる建物が、住宅、診療所、それくらいしかできない。そういう地域に場所を移しました。

〔② 年齢と経歴〕

上川： あとは(年齢は)いくつか？

鈴木： 失礼ながら…。

上川： 僕は昭和14年生まれ、78歳になります。

鈴木： 以前はどちらで働いていらっしゃいましたか？

上川： 僕は高校卒業したらね、高木建設(仮名：市内の建設業者)に勤めていて、そのあと他の建築事務所に移り、独立して今日に至りました。

鈴木： 独立されたのは今から何年くらい前なんですか？

上川： 35歳くらいかな。

鈴木： 35くらい。まあどちらにせよ、矢代から上がってきて、ずうっとこちらにいらっしゃるってことですね。

上川： そうです。

鈴木： 矢代から上がってこられたのは何年くらい前ですか？

上川： 区画整理が終わった昭和40年くらい。

鈴木： 昭和40年くらいにこちらにやってきてそのあと独立を。わかりました。そしたら、

建設業っていう感じですかね、お仕事は…。

上川： 広い意味では建設業ですね。

〔③ 小宮自治会に関わるようになったきっかけ〕

鈴木： わかりました。次に活動についてなんですけど、自治会の活動に積極的に関わるようになったきっかけって何ですかね？

上川： 関わるようになったきっかけはですね。10年ほど前に、市内の銀行のロビーで武富士会長に会いました。その時に予定していた会計の人が病気で倒れたから、その穴埋めに手伝ってくれと頼まれたのがきっかけです。

鈴木： それは偶然ですか？

上川： まったくの偶然。その方が病気で倒れられなければ私はこういうことになりませんから。

鈴木： そうですよ。副会長で会計やってらっしゃったんですものね。

上川： まったく私はフリーでいたのですが、その段階でご縁があったんでしょうね。

〔④ 小宮自治会での役割〕

鈴木： わかりました。ではその次に、今までの活動で最も大変だったこととあってあります？ 副会長のころも含めてって話なんですけど。

上川： 大変だったというと？

鈴木： 会計のお仕事自体は大変ではなかったですか？

上川： 間違っていればそれを直せばいいだけですから。そういえば大変だったというイメージはありませんでしたけど。会計というのは僕らの仕事と違う分野で、そういう意味では楽しみというか、新しい物事を教えてもらってるなという感じに思いましたかね。大変といえば大変だったけど、そこまで大変という感じには思いませんでしたね。

鈴木： 大変ということは…。

上川： なかったと思いますけど。

鈴木： わかりました。

〔⑤ 自治会長へ就任〕

鈴木： 今年度自治会長になられたってことなんですけど、ご自身が自治会長に選ばれた理由っていうのは何だと思えますか？

上川： これはですね。少し問題があるかもしれませんが武富士会長が十二年間会長をやってきましたね。

鈴木： そうですね。

上川： そうするとみんなの中では(そろそろ変わっても)いいのではないかなという、気運というのが出るんですね。

鈴木： ええ。

上川： 12年という安定しているかもしれないけど、反面、見方を変えると「マンネリ化しているな」という感じもありますよね。だから、そこでもう(武富士さんは)後退してもいいという空気があったのではないのでしょうか。

それと武富士さん自身、去年の春先から体調が思わしくない時期がありましてね。救急車で3回くらい遠州病院へ入院していらっしゃいました。だから武富士さんが会合にきて「もう、俺辞めるで、あと頼むよ」っておっしゃった会合が3、4回あったと思います。で、僕自身も個人的に「あと(=次期自治会長)やれよ」というのを聞きましたからね。

で、このあいだの3月の末くらいに会合がありまして「次期(自治会長)を誰が(やるべきか)?」ということが議題に上がりました。武富士さんがその会合で「お前さんを、上川さんを後継者に指名するよ」とおっしゃいました。そこにいた12、3人のメンバーも僕が10数年副会長をやってきたから「上川さんがいいだろう」という結論になりました。

女性の方でもっと任期が長い役員の方で島津さんや原西さん(会計)がいます。僕よりも先輩なんですけど僕が選ばれました。だからこの辺り(ほかの自治会)をちょっと見ても、女性の自治会長ってあんまりいませんよね。だから、そういう意味で僕に(役回りが)来たのかなど。島津さんなんかかなり長く副会長やってらっしゃいますからね。

鈴木： ええ。

上川： (島津さんは)20年くらいやっているんじゃないかなあ。

鈴木： すごく長いですよ。

上川： で、僕自身もあんまり気持ちはなかったんですが、みんなが推してくれたので「一期一年くらいなら引き受けましょう」と言いました。

鈴木： なるほど。わかりました。

〔⑥ 小宮自治会における合意形成〕

鈴木： 自治会で物事を決める際にはどのように決めますか？

上川： 難しいですよ、これ。

鈴木： そうですよ。

上川： これはやっぱり発言をする人の勢いで動く場合もあります。大きな声で言われればみんなそちらへ流されていくこともありますね。でも、それとやっぱり物事を理論的に説明する人も中にはいらっしゃるんですね。勢いよく言って物事が流れていって

しまう。そうすると後から振り返り会議をやり直して、「改めてもう一度考えるとおかしいね」というふうに思うこともあります。

ですから、いずれにしても「僕(ばかり)が発言をするといけないな」という気持ちがあるんです。「会長が言ったからそれでいこう」というおかしい決め方をしてはいけませんから。みなさんの発言を聞かせていただき、その中で落ち着いて決めていきたいと思っていますね。

もちろん会議で積極的に発言される方のように、いろんな個性の方がいらっしやるんです。けど一旦終わって落ち着いて考えると「他にも方法があるんだろう」みたいに、正面からだけ物事を見るんじゃなくて、裏から見る、横から見る、そういういろんな見方をすべきだと。

〔⑦ 合意形成のやり直し〕

鈴木： それはその総務委員会でのお話ですか？

上川： 総務委員会？

鈴木： 総務委員会でのお話なのか、三役会でのお話なのか…。

上川： 三役会ですが、やっぱり総務委員会でもあるんですね。僕らの会議のプロセスとしては総務委員会があったり、三役会があったり、部長会があったり、総会があったりしますが、やっぱり提案する前はかなり考えます。それで結論をだすわけですが、それでももう少し違う見方があったら、それはもう一回考えなおします。「会議ではこう決まりましたが、もう少しこの問題は考えましょう」みたいな感じに。

鈴木： はあ。

上川： うん。やっぱりこの勢いよく議題の結論が通った場合はやっぱり戻さないといけないと思います。民主主義というのは時間がかかりますね。時間とお金がかかります。ですが問題があれば戻すしかないのです。

鈴木： この「戻す」というのは、例えば総務委員会で何かこう提案をし、三役会で「いや、もうちょっと考えなおしましょう」ということになり、再度総務委員会に議題が「戻って」くるという話ですか？

上川： そうです。三役会で否決されたら一か月後、もしくは二週間後にまた三役会を開催し、前回の議事については「もうちょっとこういうことがあるから相談しましょう」というやり方になります。事実、僕も戻したことがあります。いろんな意見が出るものですから、そのなかでも意見を多く強く発言すると、「いいよ、じゃあそれでやれよ」みたいに言ってしまえば楽なんですよ。「じゃあそうしましょう」で会議は終わりますが、実際に考えてみて「そんなことやって本当にいいのか？」というのが出ますよ。その時は戻す。戻すほかないですね。どこのグループもそうだと思います。そういう決め方をせざるを得ないです。

〔⑧ 総務委員会と下位組織との関係〕

鈴木： 少し細かい話になるんですが、総務委員会というものがあって三役会と、部長会があるわけですよね。

上川： ええ、ある。

鈴木： 何かものごとの提案をするのは総務委員会っていう認識でいいですか。

上川： いいですね。

鈴木： 次に三役会で。

上川： 三役会で方向性を決め、部長さんに降ろします。部長さんが実行部隊だと思います。三役会で決めたことを実行に移す感じです。

鈴木： で、総会に掛けるんですねこの後は？

上川： 総会に掛けるのは、年度予算、決算報告と事業報告そして人事ですね。1年度の予算を決め、事業が決まります。だいたいその辺りが総会に掛けるべき内容ですから。ここからは年に2回とか3回ですからね。

臨時総会というのは今までやっていません。

「三役会はここでこういう構成をし、こういうふうには事業やり、みんなに協力してもらいましょう」というような内容を決めます。そして部長さんには例えば「お祭りならお祭りのこのポジションを持ってやってください」だとか、「前日に会場に来てステージを作ってください」だとか、そういうことを協力してもらおう感じですね。

鈴木： じゃ物事が、決まらなかったときに「戻る」っていうのは…。

上川： 三役会でいったん決めたいけれども、部長会にかけると「三役会、これはおかしくないですか」といわれることもある。だから三役会は毎月開いていますね。部長さんは年に五回くらい集まっている。

〔⑨ 総務委員会による提案〕

鈴木： わかりました。総務委員会ではどんな話をされるんですか？

上川： 総務委員会は来月の予定を作るということ。加えて年間の事業計画があるわけですね。

今でいうと夏まつりが近いのかな。夏まつりのアウトライン作りが今総務委員会では議題になる。「今年の夏まつりは近隣の病院の広場がありますからそこでやりましょう」と。それですでにその病院の総務課長とお話をし、「この日にやりますからお貸しください」という話をさっきしてきました。

他にも敬老祝賀会っていうのがあって、同様に病院の大会議室を貸してもらうことになっていますから、病院に「敷地を貸してください」と。去年の敬老会ではテナ

一サックスをやりましたよね。そしたら音がよそに漏れてしまって。「少しそれは考えてください」というのがありましたんで、今年度は手品をします。それらの計画について総務の方では動いていますね。

2, 3か月先に動き始め、そこからは企画をしながらやっていくっていう感じになっています。

年の暮れには町民ハイキングというのがありまして、担当の方がすでに予定を立てています。他県の施設に下見に行ってきたのでそこへ行きましょうということになりました。

〔⑩ 企画と年間計画〕

鈴木：なるほどわかりました。それらはだいたい年間の事業計画をもとに。

上川：それが4月の10日に総会を通っていますから、その時にすでに年間の予定を全部決めます。

ですから町民ハイキングが10月22日に行われるっていうのは、「6月の下見の候補でいこう」というように段取りとしてやっています。

そして、9月の16日に敬老祝賀会、これも今そのような形で、会場とアトラクションを抑えたという感じですね。800人くらいの該当するお年寄りがいますから。それから、五月の末には夏祭り実行委員会を立ち上げ、夏まつりが七月の末に開かれます。

鈴木：だいたいこれらは、前年度の計画を参考に？

上川：そういう言い方をするとそうですね。平成29年度の実績をもとに平成30年度の事業案を作ります。それに伴い、予算を出し、部長さんを確定し、三役を確定していく感じになります。

鈴木：じゃあ毎年だいたい決まったことをやってそこに修正を加えていくような感じですか？

上川：そう。簡単に言うとそうです。

〔⑪ 新規企画としての自転車講習〕

上川：今年の新しく入った目玉として何が入ったかっていうとどこかで高齢者の自転車講習をいれます。道路交通法の改正を機に「よしそれをじゃあ勉強しましょう」といって。

鈴木：それが新しく入った。

上川：高齢者自転車講習をというのを近隣の警察署にお願いしました。警察の安全協会に行く講習をしてくれるものだから、そこへ行って申し込みをしました。すると「4、5、6（月）くらいは忙しくてできません、7月以降で」というものだから

ら、「7月の場合、会場どうしようか」、「学校に体育館を貸してもらおうか」とかその辺りがまだ不確かなところだ。

こういう感じでやっていますね。だから2か月くらい先のことを総務委員会では、「作戦を練ってこうしていけばいい」だとか、「会場はここにおさえておこう」だとか、それを三役会に落として三役会で決まれば部長さんに…と、そういう感じでやっています。

[⑫ ソーラーパネル設置]

鈴木：なるほどわかりました。ソーラーパネルの設置についてどのように思われましたか？まあもう設置されてると思うんですけど。結構一大事業だったように思うんですけど。

上川：うん。これは武富士さんの方が詳しいかもしれませんがね。町内に昔お医者さんだった方がいらっしゃいまして、その方が環境について非常に熱心に、働きかけをしてくださいました。「環境に優しい街づくりをしましょう。そのうえでこういう公的な機関で、ソーラーパネルを設置してくれたら、この会館が県内で一番になる」とおっしゃいました。それで総工費が450万くらいの内、200～250万くらいを寄付してくれました。その先生のお金が導火線となって、残りの分を自治会で負担しました。

鈴木：一回そのままでは決まらなかったんですよね？

上川：何がですか？

鈴木：三役会かどこかで1度ポシャになって、もう1回総会にかけたっていうふうに武富士さんからお伺いしました。

上川：少しそれに関して記憶がないです。当然これは部長会に掛けましたからね。掛けて「町民に対して負担をかけなければいいよ」という結論で確か可決していると思いますが。

鈴木：そうですか。

上川：僕らの今まで貯めといたお金がありますから、そのお金を200万、とある先生が250万ぐらいずつ出して、それで設置したと思ってますから。で、ポシャになったというのは記憶はありません。僕らがそれでポシャになる理由がないわけですから。

鈴木：1回ではうまくいかなかったと。

上川：多少懸案があったかもしれませんがね。僕はそんなに詳しくはわかりません。

鈴木：そうですか。総務委員会とか、三役会とか、部長会とか、総会で、いろんな意見が出てると思うんですけど、あまりそういった意見も記憶されてませんか？

上川：僕は設置するってことに関してはみんな理解をいただいていたと思います。も

ちろん質問は当然出るわけですから、それに対して武富士さんが中心になって、答えていると思います。そのレベルで終わったんじゃないでしょうか。やらなくていいという意見はなかったと思います。

鈴木： まあそんな感じですかね。

上川： だから、みんな一つの物事に対していろんな意見があってもいいと思いますけどね。

〔⑬ 町誌の発刊〕

鈴木： ちなみに『町誌 こみや』の発刊なんですけれども編集に関わっていらっしゃいますよね。

上川： うん、これは僕手を挙げた。「これは作りたい」と。「誰かやる？」っていうから「それじゃ、はい」と。僕もこういったものが好きなものですから。これは3年かかりましたよ。

鈴木： そうおっしゃってましたね。

上川： これは学校の先生が中心になって後ろにいる…最後は毎週一回やりましたからね。かなり一生懸命やった思い出です。

鈴木： ここ(会館)でやられたんですか？ こういう編集の作業っていうのは。

上川： これは今映ってる、桜井(仮名)さんって方の会議室を貸していただきました。

鈴木： 桜井さん。

上川： 桜井さん。この方がこれ作り始めたとき90歳くらいでした。

鈴木： はあ。この地域のことについてはよく知っている方がいらっしゃったんですね。